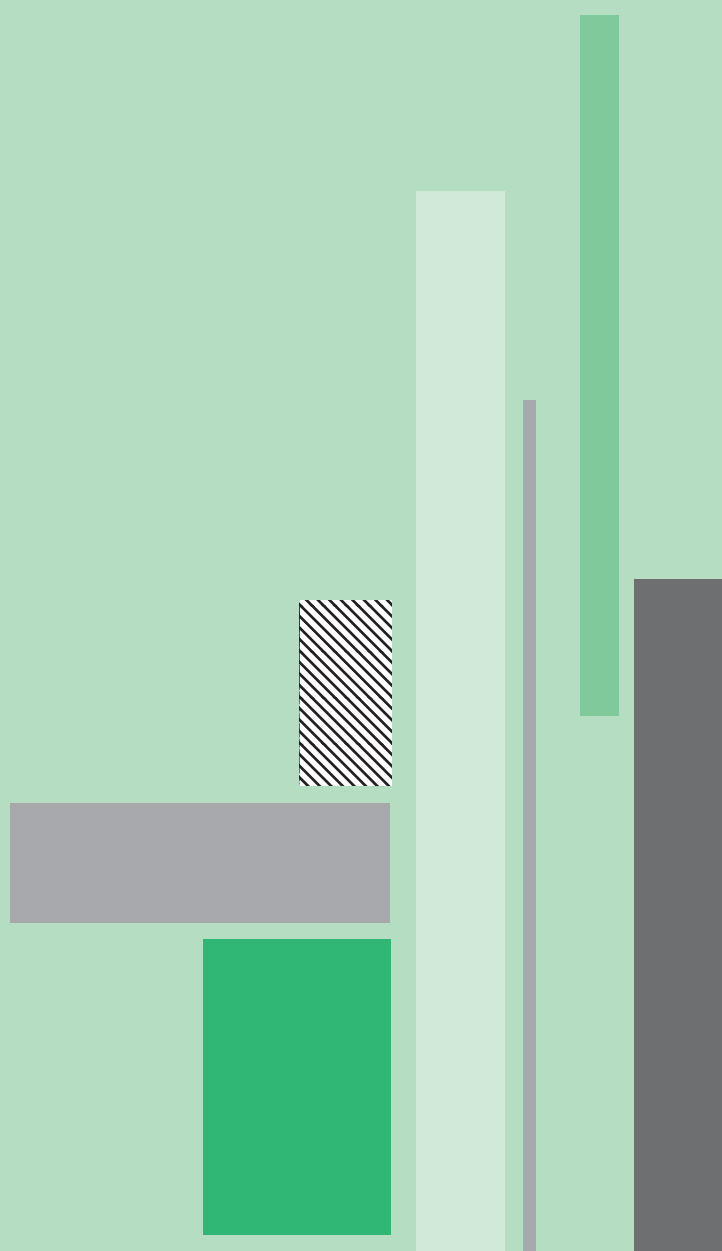


日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2013年2月定例会

■ 要望・申し入れ・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2013年2月定例県議会（2013年2月20日～3月27日）

1. 議員提出議案に対する本会議質疑（2013年2月26日）	2
2. 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑（急施議案）（2013年2月26日）	3
3. 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑（急施議案）（2013年2月26日）	5
4. 予算特別委員会における村岡正嗣県議の総括質疑（2013年3月7日）	6
5. 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑（2013年3月12日・13日）	11
6. 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑（2013年3月12日）	16
7. 少子・高齢福祉社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑（2013年3月15日）	20
8. 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における 村岡正嗣県議の質疑（2013年3月15日）	23
9. 予算特別委員会における村岡正嗣県議の締めくくり総括質疑（2013年3月19日）	25
10. 予算特別委員会における村岡正嗣県議の反対討論（2013年3月21日）	28
11. 平成25年度予算案に対する反対討論（2013年3月27日）	29
12. 知事提出議案に対する反対討論（2013年3月27日）	31
13. 議員提出議案に対する反対討論（2013年3月27日）	33
14. 議案及び請願に対する各会派の態度	34
15. 記者発表 2013年2月県議会の閉会にあたって（談話）	40

要望・申し入れ・談話

・精神障害者交通運賃割引に関する申し入れ（2013年1月25日）	42
・埼玉県教職員の退職問題について（2013年1月25日）	43
・県政調査費（政務活動費）の交付に関する条例改正にあたって（2013年2月13日）	44
・埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について（2013年2月26日）	45
・市街地での徒步行進訓練の中止を求める申入書（2013年3月26日）	46
・米投資会社サーベラスによる西武鉄道5路線等廃止提案の撤回について（2013年3月29日）	47

2013年2月定例県議会

1 議員提出議案に対する本会議質疑

Q. 村岡正嗣県議

日本共産党の村岡正嗣です。私は、日本共産党を代表して議第2号議案「埼玉県県政調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

この条例は、政務調査費の使途基準の範囲について、調査・研究のみに限定されていたものを地方自治法の改正を契機に、その他の活動にまで拡大するものです。法改正の段階から国民、県民の間には、調査費の使途が不適切な範囲までに広げられるのではないかという懸念の声が広がっていました。県議会はこの声に応え、条例の議論を県民参加の下、丁寧に行うべきでした。

当県議団は2月定例会に先立ち、議長や議会運営委員長、各会派に条例の議論は全会派参加の県民公開の場で行うこと、会派の自主的な活動に支障を及ぼすおそれがある場合は領収書を非公開とできる内容を削除することなどを申し入れたところです。しかし、本条例案は任意の団体である議会あり方研究会により県民に非公開の形で検討されたもので、本日提出され、その日のうちに採決される運びとなりました。

そこで、3点の質問です。

第1は、千葉、大分、福岡、栃木県議会は、条例改正に際してパブリックコメントを行っていますが、なぜパブリックコメントすら行わなかったのか、その理由について。

第2に、なぜ県民に開かれた形での全会派の参加する委員会等で審議しなかったのか、その理由について。

第3に、述べたように、県民は使途の透明性を切実に求めています。我が党も条例改正に当たって視察報告や広報紙の公開義務付けなども申し入れました。そこで、第九条において、議長の努力

2013年2月26日

義務とされた「透明性の確保」とはどのような内容が想定されるのか、お示しいたきたい。

以上です。(拍手起こる)

A 奥ノ木信夫県議 (自民党)

45番、村岡正嗣議員の御質疑にお答えいたします。

まず1点目、なぜパブリックコメントを行わなかったのかということをございますけれども、埼玉県におけるパブリックコメント、いわゆる県民コメント制度の対象は、県民に義務を課したり、又は権利を制限する内容を含む条例の制定又は改正、県の総合的な構想・計画等の策定又は改定などであり、政務活動費に関する条例改正は制度になじまないものであると考えております。

2番目のなぜ県民に開かれた形で全会派の参加する委員会等で審議しなかったのかであります、現議員数88名、その90%以上の議員が所属する会派が自主的に組織した議会あり方研究会での協議は、大方の議員が責任を負っていると解釈しております。また、本日、このように本会議という公開の場で全会派参加の下で質疑を受け、議論しているということをございますので、御理解いただきたいと思えます。

3点目、議長の努力義務とされた「透明性の確保」はどのような内容が想定されるのかでありますけれども、条例第九条に透明性確保のための条項を新たに規定しました。具体的措置は今後の運用について議論していくこととなりますけれども、例えば政務活動費における海外視察の際の報告書や議員作成の広報紙など、現物を議長に提出することを検討しております。

以上であります。

2 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑（急施議案）

2013年2月26日

◆農林部関係

Q 柳下礼子委員

- 1 第55号議案「農道整備事業に要する経費の関係市町の負担額について」は、「地元からの申請によって」とのことであるが、対象の2市2町からの申請内容はどのようなものか。また、地方財政法第27条に「当該市町村の意見を聞き」とあるが、それぞれの市町村の意見はどのようなものであったのか。併せて、この事業の効果についても伺う。
- 2 第49号議案の農道整備事業のうち、大規模地震に対する補強工事について、発生に備えて補強しなければならない農林部所管の橋の実態について伺う。また、それらの橋の点検及び補強工事の見通しはどのようになっているのか。
- 3 森林整備加速化・林業再生事業にある事業メニューのうち、木質バイオマス利用施設等整備として3施設と記載があるが、これらの施設の整備内容について伺う。

A 農村整備課長

- 1 第55号議案であるが、既に整備した農道について、その後の交通量の増加に伴い補修費が増加しているため、管理者である市町から交通量や道路組成の調査について申請があった。当該市町村の意見については、このような調査の依頼とともに、事業実施に伴う負担の同意をいただいている。この効果については、交通量や道路組成を調査することで、今後どのような整備・補修を実施することが適正であるかを検討することができる。
- 2 第49号議案のうち、農道整備事業の大規模地震に対する補強工事については、農道整備は農林水産省が所管し、市町村からの申請に基づき県が整備を行う。整備後の管理は当該市町村になることから、県が管理している農道はない。現在、本県には農道の橋りょうが29橋ある。

そのうち15橋については管理者が点検を行い、耐震整備の必要のある8橋について順次整備を行っている。点検未実施の14橋については、平成25年度に管理者が点検する予定である。

A 森づくり課長

- 3 森林整備加速化・林業再生事業のメニューにある、木質バイオマス利用施設等3施設の整備内容は、東松山市でのペレットボイラー、越谷市で予定しているペレットボイラー、長瀨町の木材チップ工場で予定しているグラップルソーの3つである。

Q 柳下委員

- 1 木質バイオマス利用施設の整備は、今回の補正では3施設ということであるが、このことについては、相当の力を入れてPR等をすべきと考えている。例えば県有施設を新しく造る場合にペレットストーブを使い、森林の有効利用をする。木のぬくもり・暖かさ・燃料として使用していくことについて、普及のためにどのように取り組んでいくのか。
- 2 先ほどの説明の中で、県は農道の管理を行っていないとのことであるが、実際には整備を県が行っている。管理責任は、農業の発展のためにも県の大事な仕事だと思う。市町村と一緒に危険な箇所について、震災の対応を図るべきと考えるが、どうか。

A 森づくり課長

- 1 ペレットボイラーについては、飯能市にある「さわらびの湯」で使用している。県有施設等、公共的な目立つ施設、県民の目に触れるところに設置することは、非常にPR効果が高いと考えている。導入を進めていきたい。

A. 農村整備課長

- 2 農道については、市町村道として各市町村が認定し、管理している。それらの補修を始め、農林部として支援できるものについては、メニューを示している。その中から市町村は、県の補助あるいは国の補助、どちらを使用するのがよいかを検討しているものと思う。農村整備として申請があれば、県で事業を行っている。

3 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑（急施議案）

2013年2月26日

Q 村岡正嗣委員

これまでの緊急雇用創出基金事業で、被災者の雇用に関わるものはあったのか。

A 就業支援課長

震災等緊急雇用対応事業では、被災者と平成23年3月11日以降の離職者を対象に事業を実施している。通常は1年以内の雇用であるが、被災者については1年を超えて雇用できるなど、柔軟に対応している。

4 予算特別委員会における村岡正嗣県議の総括質疑

2013年3月7日

Q 村岡正嗣委員

日本共産党の村岡正嗣です。通告に従い、早速質問に入らせていただきます。

東日本大震災、福島第一原発事故から2年となります。先日、旧騎西高校へ双葉町の皆さんをお訪ねしたところ、「自宅があるのに帰れない」、「家族がばらばらになってしまった」の声とともに、皆さんから共通して訴えられたのは、「原発だけではなくしてもらいたい」でした。人間に制御不能な原発は、人間社会と共存することはできない、その現実がそこにありました。原発をなくすと同時に、自然エネルギーへの転換は、正に早急に求められる最重要課題となっております。それは、自治体にとっても同じです。

そこで、今回は、再生可能エネルギー、特に自然エネルギーの普及促進と地域循環型経済の発展を求め、知事に質問いたします。

初めに、政策の基本についてです。

化石燃料などと比べて、自然エネルギーの最大の特徴は、地域に存在する資源という点です。エネルギーの生産から消費まで、そのプロセスを通して地域に仕事と雇用を生み、お金は地域内を循環します。化石燃料では、お金のほとんどが産油国に渡ってしまうのに比べ、自然エネルギーは、正に地産地消のエネルギーと言えます。

県は、三ヶ山のメガソーラー事業では、地元貢献を重要視し、受注した企業は、売電利益の一部やガス発電機を町に寄附する予定と聞きました。桶川さんさんスマイル会による地域密着型の太陽光発電設置事業では、地域に仕事とお金が回るでしょう。私も大いに期待するものです。

そこで、質問です。今後、自然エネルギー政策を強力に推進すべきですが、その際に、地域の仕事おこしと雇用の創出で地域産業の振興を図ることを基本原則として位置付けるべきと私は考えますが、知事の見解はいかがでしょうか、お答えを願います。



A 上田清司知事

これからのエネルギー政策の中で、私自身も、雇用創出だとか地域産業の振興とか地域の活性化につながるようなことを意識しているところです。エコタウンプロジェクトにおいても、再三再四そうしたことを述べております。あるいは、太陽光発電の一括発注などによって価格を低減化しながら、多くの方々にアクセスがしやすくなるような仕組みづくりを進めているところでもございますし、寄居の環境整備センターの廃棄物埋立跡地でのメガソーラーの設置についても、県内企業が選ばれたわけではありますが、それもまた地元貢献型という形で進められています。

いずれにしても、この辺の問題意識は珍しく一致していると思っています。

Q 村岡委員

自然エネルギー政策を進める上で、地域産業の振興が共通認識だということが確認されましたので、次の質問に移りたいと思います。

続いて、木質バイオマスの推進についてですが、地域循環型経済にとって、木質バイオマスは極めて効果的な自然エネルギーです。本県でも、木質バイオマスの原料は、林地残材や公園せん定枝など県土に豊かに存在しています。

この木質バイオマスは、高い雇用効果を生みます。一例ですが、北海道の足寄という町では、ペレット工場建設を契機に、林業、農業をはじめ製造業、建設業、観光、サービス業にも事業効果が波及して、人口7,600人の町で139人もの雇用が生まれたそうです。

先日、ちちぶバイオマス元気村発電所を視察しましたが、全国初の実用機として、様々な課題を乗り越え、昨年総発電量100万キロワットアワーを突破したことは高く評価するものです。ここでは、間伐材の運搬、チップ加工、発電運転、残さの木炭灰と木材資源を全て使い切ります。注目すべきは、元気村の施設運営や発電管理などで、過疎地ながらも10人の雇用を作り出していることは教訓的であり、大いに評価されるべきものです。

そこで、質問ですが、木質バイオマスは地産地消で森林環境の整備促進となり、お金が地域内を回る地域循環型経済の発展に適した自然エネルギーです。本県でも、エネルギーポテンシャルの高い木質バイオマスを強力に推進すべきと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

A 上田知事

御紹介がありましたちちぶバイオマス元気村発電所は、県内2か所の木質ペレット工場の整備支援とペレットボイラーなどの普及を進めているところです。このちちぶバイオマス元気村発電所では、発電能力が100キロワット、12時間稼働、ただ残念ながら、まだ40世帯分ぐらいの電気の供給しかできないという、そういう課題がまだ残っております。

ただ、木質バイオマスの供給を拡大するためにも、建築用の木材として使用する量を増加させて、製材所の端材を増やすことも必要になっています。全体として木材の使用量を増やす、つまり地域、

県内を木質化していくという、あるいは木材を使った住宅を造っていくというような、そういうものを合わせ技でいかないと、なかなかこのバイオマス発電というのは困難な問題になっているのかなというふうに思っております。

Q 村岡委員

正に、合わせ技という言葉を知事は使われましてけれども、需要を併せて拡大していくということとセットでないといけないということは、私も全くそうした認識です。

そのことを踏まえて、木質バイオマスについて2点目の質問なんですけど、この木質バイオマスの推進において、知事も今おっしゃったように、需要の拡大が不可欠です。そこで、ペレットボイラーやペレットストーブの普及は極めて効果的だと私は考えておりますが、県として全県を視野に、この普及のための支援策を考えていただきたいと思っております。知事の見解をお伺いしたいと思います。

A 上田知事

この部分では、若干私もつらいところです。木質ペレットの利用施設の整備をして、ペレットストーブを使っている家庭や店舗が今の時点では252台、温泉施設や学校などでのペレットボイラーが14台、農業ハウスペレット温風機で3台、まだ経済的に灯油や重油などと比べてですね、必ずしも十分なペイができる体制にないことが、やっぱり原因だと思えますし、本来ペレットストーブがもう少し小型化したり、住宅が大型化すればいいんですが、いかんせん20坪だとか30坪の形での家の中で、ストーブを燃やすという空間がなかなかとりにくい。ペレットストーブを置くだけでリビングがいっぱいになってしまうというような、こういう状態もありますので、なかなか広げ切れないというものがあると思えますので、もうちょっと違った仕組みづくりをしないと、私はつらいのかなと思います。

何よりもペレットの材料、今、机の前に見えま

すが、この材料がすごく安くなると、経済的にはなかなか困難なのかなというふうには思っております。

Q 村岡委員

これは様々、今研究開発が進んでいるわけですが、今朝の新聞で、さいたま市と秩父市が再生可能エネルギー事業推進で協定を結ぶ予定だということで、その中で、秩父市の木質燃料など森林バイオマスエネルギー需要をですね、さいたま市内で拡大することを目指していくということが、さいたま市側としてはそれが提案されるようですけども、こういう川上から川下までエネルギーの循環を構築していく、この発想が非常に大事で、そこに私は木質バイオ、そしてまたペレットストーブあるいはボイラーがあるのかなと思っているわけですが、吉田元気村の発電所を訪ねたときに、秩父市の職員さんの説明では、秩父の間伐材の容量が5万5,000トンあると、吉田元気村発電所でチップとしての間伐材の使用料は年約450トンに過ぎないというお話を聞きました。県全体での林地残材の賦存量は、平成23年度で4万7,000トンと言われておりますが、活用されているのはわずかだということですね。

逆に言えば、膨大な量が未活用であると、資源としてあるということが言えると思うんです。それを活用することが大事だと思いますが、搬出やコスト面、それから機器の価格の、今知事が言われたその部分も課題はあります。しかし、何とんでもこのペレット、木質バイオはカーボンニュートラルで環境への負荷が小さいという、非常に特徴を持っている。

そこで、先ほど知事からお話がありましたが、現実には、県で把握している限りでは、ペレットストーブで252台、ボイラーでは総数で18台に過ぎない状況だと。私、調べましたら、学校などは教室でまだまだ石油ストーブなどもたくさん使っているんですね、相当大きな空間ですが。そういったところも順次ペレットのストーブ等に替えたいける可能性があるんじゃないかと。

私、特に気にかかっているのが高齢者世帯のことなんですが、ひとり暮らしのお年寄りが増えていて、暖房に石油ストーブを使っている方が多いのですが、町から今スタンドが消えてきていますね、ガソリンスタンド。灯油の配達も非常に不便になってきていると。灯油は重い、またにおう、手が汚れると。ペレットは軽くて、何より安全な材料だと思います。

今、目についたと思うんですが、これがペレットそのもので、約1キロございます、これはですね。そして、このペレットが40円なんです。もちろん、もっと高いのもあるんですが、1キロ40円で4,600カロリーと言われてます。灯油が1リットルで100円、8,700カロリー。ですから、この2つで灯油1リットル分以上のカロリーを出すことができるということで、それから灰が3%なんです。ですから、この1キロから30グラム、一般家庭で暖房として使っても、コップ1杯の灰が出るか出ないかぐらいの量なんですね。

ちなみに、この小さいほうは越生梅林のせん定枝で作ったペレットで、これは非常にカロリーが高い。しかも、この灰のほうは養分が非常に高いので、これを使うと梅が更に良くなる、作物も育つということなんですね。

こういうことを考えていったときに、課題はあるわけですが、今煙突の必要のないFF式というのも開発されておりまして、だんだん、だんだんスリム化してきているわけですね。ただ、やはり価格が高いというのがネックなのは事実なんです。是非補助なども考えていただいて、太陽光発電設置補助と同じように考えていただいて、このペレットのボイラーあるいはストーブ、これをやっぱり大きく普及していくという、川上から川下まで、この全体サイクルを埼玉で作るといって、是非推し進めていただきたいということで、もう一度知事にその決意も含めてお聞かせいただきたいと思っております。

A 上田知事

まず、何よりも建築物の木質化と学校建築など

を極力木質化しながら、そして木の良さというものを広く県民の皆様にご存知いただき、住宅の木質化をすることで、たくさん端材を出すことができると。この端材は事実上ただですので、それを活用した形でのペレット化、それで燃料を基本的に極めて安くすると、そこが全てのスタートになるのかなというふうに思っていますので、どちらかといえば住宅の木質化、あるいは公共建築物の木質化、このことを進めることが、結果的には早道なのかなというふうに私自身は思っておりますことを、決意に代えさせていただきます。

Q 村岡委員

木質化のほうも、大いにこれは進めていただいて、エネルギーとしての木質バイオ、この点の推進を是非今後とも続けていただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

先日、東部ふれあい拠点施設を視察いたしました。ここでは、太陽光、太陽熱、地下水、地中熱利用の空調など自然エネルギーが導入され、施設内のヒートパネルは見た目にもデザイン的でおしゃれで、大変感心しました。省CO₂の最先端モデル施設というだけに、利用される県民の皆さんに、環境や自然エネルギーへの関心を持っていただける環境教材ともなり得る施設と感じました。是非そうしたアピールの工夫に努めていただきたいと期待をするものです。

さて、これまでの社会の価値基準は、効率や利潤が優先され、それゆえ、化石燃料や原子力が生まれ、使われてきました。今後、私たちが目指す持続可能な社会では自然エネルギーがふさわしいと考えるものですが、その実現には、こうした価値観の転換こそが求められるのではないのでしょうか。

そこで、質問ですが、本県にも多様なエネルギーがあります。それらを県立病院や議事堂など今後の新築や改修予定の県有施設に導入して、県民に大いにアピールすべきと私は考えますが、知事、どうでしょうかお答えいただけます。

A 上田知事

おっしゃるとおりであります。そのことを私自身も意識しておりましたので、近年における県が造る公共施設には、そういった施設をずっと組み込んでまいりましたので、直近では行田の浄水場でのメガソーラー、あるいは県立高校での太陽光発電の導入、こうしたものも積極的にやってきましたので、公共施設における太陽光発電の量は、東京都に次いで全国で2番目に設置しているという状況まで来ております。

引き続きですね、こうした自然・再生エネルギーを活用することを積極的に、公が先行的なモデルを出していきたいと考えております。

Q 村岡委員

この県有施設の利用に関わるんですが、やはりそれぞれ部局が違って事業を進めるわけですね。警察もあれば、病院もあれば、教育もある、知事部局はそれぞれ部があると。そういう中で、施設の整備計画の最初の段階から自然エネルギーの利用ということを考える際に、是非それらを担当しているというか、そういう自然エネルギーに関わる部署や環境科学国際センターなどもあります。そういう知見も利用して、計画段階から検討するその仕組みをやっぴり作っていく。そのことが全庁挙げて、どこが事業を担当しようと大いにアピールをするということになると思うんですが、その点、知事、お考えはいかがでしょうか。

A 上田知事

設計の段階で必ずそうした仕組みづくりをですね、枠組みの中に入れてはおります。そうしたところを総合評価で高くするようにしております。これは全庁的に基本的にやっております。

ただ、今御指摘をされた部分についてのスクラムがまだまだ十分かどうかについては検討の余地があると思いますので、御指摘もいただきましたので、全庁的にやれるようなことについて、もう一度確認をさせていただきたいと思っております。頑張っていくます。

Q 村岡委員

是非頑張ってください。

それから、自然エネルギーによる持続可能な社会の実現という県民意識の醸成、ここに県が積極的な役割を果たしていただきたいと考えていますが、この点についても知事のお考えを一言お願いします。

A 上田知事

これは先ほども申し上げましたように、公共施設での太陽光発電の設置、あるいは住宅で全国的にはまだ先行モデルが少ない時期に比較的多目の補助金を出すことで、先行投資をしながら各家庭の住宅における太陽光発電の設置などもやってまいりましたので、ともにこれは日本で2番目の数値を出しておりますので、実務を通じての環境教育をさせていただいているというふうに私は理解しております。

5 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑

2013年3月12・13日

◆議案・平成24年度補正予算審議 農林部関係

Q 柳下礼子委員

農業後継者育成対策費の予算額約3億8,100万円が約2億4,300万円の減額となっているが、この理由は何か。

A 農業支援課長

主な要因としては就農前の研修期間及び就農後5年間に給付金150万円を交付する新規就農総合支援事業の減額である。この事業は平成24年度から始まった補助率100%の国庫補助事業であるが、国から具体的な給付要件が示されたのが昨年4月以降と遅く、その内容も当初の見込みよりもハードルが高かったことから、給付対象者が限定されたことによるものである。また、平成24年度については、10月以降に給付する場合は給付金額が75万円とするよう年度途中で国から指示があったことにもよる。

Q 柳下委員

給付要件のハードルが高いとは具体的にどういうことか。給付希望者はどのくらいいたのか。また、給付対象から外れた者はどのようにフォローアップされるのか。

A 農業支援課長

研修期間中の給付要件としては親の扶養から外れること、就農後の給付要件としては農地の生前一括贈与や農業機械の名義・販売の名義を給付対象者にすることなどが挙げられる。給付希望者は210人、給付に至ったのは77人であった。給付対象から外れた者は親の扶養になっている者や親元で就農した者であり、実際には生活に困窮しているわけではないと聞いている。

Q 柳下委員

農業後継者の育成は埼玉農業を守るために大切

なものである。就農に係る給付を受けるに当たって、個人の置かれている状況に違いがあっても、農業の担い手であることに変わりはない。後継者を育てていくという観点からも、希望する全ての者に給付できるよう給付要件の改善を国へ働き掛けるべきと考えるがどうか。また、この事業の周知徹底をより一層図るべきではないか。

A 農業支援課長

給付要件については、本県の事情を説明して国と折衝してきたが、全国的な制度であるため緩和されなかった。今後は、給付を希望する者が受けられないことのないよう国へ働き掛けていきたい。また、この事業については市町村等への説明会を何度も開催したほか、広告やパンフレットを作成し、市町村の窓口に置いたり、ホームページなどで幅広く周知してきた。今後も周知徹底を図っていく。

◆平成25年度予算案審議 農林部関係

Q 柳下委員

- 1 新規就農総合支援事業について、特に、青年新規就農者を増やすという意味で、平成25年度は主にどういう事に重きを置いて予算化しているのか。
- 2 農業大学校移転整備事業について、建築物の木質化や木質バイオマスの推進のための教育の場としても重視してほしい。この点について、どのような施設整備を考えているのか。また、ペレットボイラーなどの導入を検討できないのか。
- 3 古くて新しい木のエネルギー活用事業は、薪ストーブ以外のペレットストーブ等も補助対象か。また、秩父市が事業主体となっているが、秩父市内に設置するものだけが対象なのか。
- 4 森林整備加速化・林業再生事業について、ボイラーを導入予定の施設は5施設とのことだが、

なぜ5施設なのか。また、どのような施設を予定しているのか。

- 5 県内のペレットストーブは、現在どのくらい設置され、これまでの推移はどうなっているのか。
- 6 ペレットストーブへの補助金は平成21年度以降なくなったが、その理由は何か。
- 7 林地残材、端材などの利活用の状況であるが、種類ごとの賦存量と利用量について何う。併せて、林地残材の利用が1%と少ないが、どのように考えているのか。また、林地残材の利活用のためにどのような取組をしているのか、今後の方針と併せて何う。
- 8 農林総合研究センターの定数は来年度は何人になるのか。平成20年度から何人減っているのか。
- 9 原発事故の問題として風評被害がある。特に、県産ブランドである狭山茶生産農家の要望や悩みをどう受け止め、また、平成25年度はどのような研究を行うのか。

A 農業支援課長

- 1 要望については既に取りっており、このうち平成24年度からの継続者は65人である。来年度、国は、予算が余った場合に有効活用できるよう、この事業の原資を基金化することとしている。県では、この基金を活用し、希望者に対して漏れなく支給できるようにしていく。
- 2 新しい農業大学の施設は、県産木材をふんだんに使った施設である。できる限り木造の骨組みを見せるデザインを取り入れている。また、内装や床材等にも県産木材を活用し、学生や外来者に木のぬくもりを感じられる施設としていく。県のモデルとなる施設にしていきたい。木質バイオマスやペレットストーブ等の導入については、燃料の供給の問題などもある。今のところ、移転地には平地林もあることから、実習作業棟の暖房に薪ストーブの導入を検討している。

A 森づくり課長

- 3 主に薪ストーブであるが、ペレットストーブも補助対象にとも考えている。県の施策である「埼玉エコタウンプロジェクト」に参画し、木質バイオマスの活用を図る秩父市内に設置するものを補助対象としている。
- 4 整備希望を提出した福祉法人等の事業主体に対して、要望・内容調査を行い、平成25年度中に完成する見込み等を考慮し、5施設について計上した。具体的には、民間の温泉施設1、病院1、福祉施設1、食品関係の工場2を予定している。
- 5 平成13年度以降、徐々に整備が進み、現在は合計で252台となっている。平成17年度頃からペレットストーブが改良されて小型化し導入しやすくなり、平成17年度が36台、平成18年度が75台、平成19年度が40台、平成20年度は50台となっている。最近はやや横ばいである。
- 6 国の補助事業は平成17年度のみであり、平成18年度から21年度まで県単独事業で補助を実施した。ボイラーの導入が進み、事業主体からのペレットストーブの要望がなくなってきたため、事業の実施を終了した。
- 7 林地残材は、賦存量約47,000トンに対して、利用率は1%である。製材端材は、賦存量約18,000トンに対して99%が製紙用チップやペレット等に利用されている。林地残材の利用が1%と少ないのは、山から未利用の間伐材を搬出してくる経費が見合わないためである。間伐材を林地残材としないためには柱材として利用することが基本であり、そのため、製材工場への搬入コストを削減することが課題である。まずは、作業道の整備や高性能林業機械を導入して、山からの搬出コストを下げっていく方針である。

A 生産振興課長

- 8 農林総合研究センターの定数について、平成25年度は151名であり、平成20年度が218名

だったので67名の減である。

9 狭山茶の販売についてやや苦戦している、特に贈答用や量販の部分で苦戦しているところが残っていることは聞いている。一方で、狭山茶の取扱いを始めた量販店では原発事故前より売上げが伸びているという話も聞いている。何とか量販店などで取り扱っていただけるよう産地の方でも一体となってPRに取り組んでいる。県による去年の支援が励みになったという声もいただいているので、引き続き産地の取組を支援していきたい。真のブランドアップのためには生産基盤を強化したいという話を伺っており、防霜ファンの整備等の支援を行うとともに、研究については、クワシロカイガラムシ防除の薬剤の実証試験や効果の測定などに農林総合研究センターが中心になって取り組んでいる。

Q 柳下委員

職員定数の削減については、水田農業研究所では平成20年度から11名減、茶業研究所では14名減っている。研究分野は、非常に複雑で神経も使うことから、職員には負担がかかる状況である。ゆとりを持って試験研究にしっかり取り組めるよう、職員を増やしていく必要があると考えるがどうか。

A 生産振興課長

農林総合研究センターの定数については、時代のニーズに合わせて絶えず見直しを行っている。限りある予算、人的資源・研究資源を効率的に使うために選択と集中を重ねてきた。例えば、茶業研究所では、平成20年当時は養蚕の試験研究を行っていたが、時代のすう勢で廃止した。水田農業研究所で行っていた病虫害や土壌の分野は、各研究所でも行っていたので、それを1か所にまとめることで情報を共有し、効率的な研究をしようとしたものである。引き続き、産地の声を聞きながら県民の皆様の要望、期待に応えられるように頑張っていく。

◆議案・平成24年度補正予算審議 環境部関係

Q 柳下委員

- 1 第56号議案について、地域エネルギー活用推進事業費は、「再生可能エネルギー導入ビジョンの策定の見直し等による減額」とあるが、国の政権交代により、原発に対する考え方が変更される可能性が高く、今後の国の動向を見て策定するために今年度は策定できなかったということか。国の動向待ちであるならば、見直しはどうなっているのか。是非なるべく早期に策定してほしい。
- 2 再生可能エネルギー導入ビジョンの策定の際には、我が党の村岡県議が予算特別委員会において知事に確認したとおり、自然エネルギー事業の推進にあたっては「雇用の創出、地域経済の活性化を基本原則とする」ことを強調してもらいたいが、この点の検討についてはどうなっているのか。
- 3 廃棄物不法投棄特別監視対策費は、約126万円の減額補正になっている。狭山丘陵トトロの森など不法投棄では大変ご苦労されていると思う。不法投棄の中には事業者のものと思われるテレビや冷蔵庫もある。パトロールしても、すぐに増えるような状況かと思うが、実態はどうか。
- 4 環境科学国際センター費が約1億円を超える減額補正になっているが、その理由は何か。国庫支出金等の外部研究費が見込みを下回ったとの説明だが、どのような研究を予定していたのか。併せて、同センターの最近の研究成果はどのようなものがあるのか。
- 5 環境科学国際センターを視察した時に職員が生き生きと働いている姿が印象に残った。特に、大気汚染の経年的研究には驚き、素晴らしいと思った。これからは、どんな研究を進めていくのか。
- 6 緑のトラスト運動推進費が約1億6,744万円の減額となっている。トラスト保全第12号地の用地取得経費が見込みを下回ったためとのことであるが、その主な理由は何か。また、今後

の計画をどのように考えているのか。

A 環境政策課長

- 1 平成24年度はビジョンの印刷費用として、全体版68万円と概要版42万円、合計110万円ほど予算化していたが、当初、昨年までの夏までの予定としていた国のエネルギー基本計画の見直し作業が行われていないことから、県も策定を見合わせている状況にある。新聞報道等では、国のエネルギー基本計画の見直しについては、この3月から再度議論が始まることになっており、今年秋頃を目標に検討が進むと聞いている。この国の動向を見ながら検討していく。
- 2 御指摘のとおり、再生可能エネルギーの普及は、雇用の創出、地域産業の振興、地域経済活性化の有効な手段である。これを重要な視点として認識し検討を進めていきたい。
- 4 環境科学国際センターの研究資金の確保については、積極的に外部の競争的資金を獲得することで対応している。国の資金を活用した研究において、平成24年度は五つのテーマのうち三つのテーマが採択された。日本と中国で同時モニタリングを行う黄砂に関するテーマと河川の富栄養化に関するテーマの二つが残念ながら不採択になった。この二つのテーマで約8千万円近くを占め、その他経費の節減や備品購入の契約差金などを含め、約1億円の減額となっている。同センターは、地方では全国で1位、2位のレベルの研究機関であり、研究員も30人が博士号を取得している。最近の研究成果としては、遺伝子解析を用いて増殖が極めて困難なミヤマスカシユリの増殖に成功している。また、地盤インフォメーションシステムの運用と地域環境特性の解析では地下の構造情報に基づいて地下水汚染の拡散方向等の推定を行い、地震等災害対策の被害想定調査等の基礎データになっている。
- 5 微小エアロゾルの通年観測試料を活用した各種大気イベントの解析で、微小粒子の観測データを活用してPMの高濃度事例や大気汚染を解

析し、施策の検証に生かしていく。また、地中熱利用についても研究中であり、熱応答試験を行いポテンシャルマップを作成している。

A 産業廃棄物指導課長

- 3 平成23年度の不法投棄通報件数は102件であり、近年は減少傾向にある。県では、排出者指導を中心とした未然防止、監視の目を強化する早期発見、速やかに対応する早期対応を3つの柱として対策を行い、不法投棄しにくい、されにくい環境づくりを目指している。委員の御指摘のように、テレビや冷蔵庫などの不法投棄は、早朝・夜間の委託パトロールでもよく発見されている。これらは、早期に発見することで、市町村等と連携して早期に撤去している。今後も更に不法投棄をしにくい環境づくりをしていく。

A みどり再生課長

- 6 1人の地権者から、トラストの趣旨には賛同するが、相続発生まで売却を待ってほしいとの申出があったため、その土地を取得できなかったことと、購入単価を一律18,500円/㎡で予定していたが、実際の不動産鑑定価格が道路付き条件等により16,500円/㎡から10,300円/㎡の幅となったことによるものである。未買収地については、地権者からボランティアが保全活動を行うことには了解を得ており、トラスト保全地と一体で保全を図っていく。なお、今後売却の申出があれば取得について検討していきたい。

Q 柳下委員

先ほど、地中熱のポテンシャルマップの作成という説明があったが、予算特別委員会の事前提出資料でも確認できるとおり、これからは太陽光発電だけでなく、地中熱利用も重要と考えるがどうか。

A 環境政策課長

地中熱は大気熱と比べて安定的で有効な温度差エネルギーと考えているが、コストの問題が大きい。導入に当たっては、コスト削減のため設備の共同利用を検討するなど課題の克服が必要になる。導入に向け、課題克服に取り組んでいきたい。

◆平成25年度予算案審議 環境部関係

Q 柳下委員

- 1 電力自活住宅等の普及促進はエネルギーの地産地消を進める重要な事業である。当面は太陽光発電を想定しているようだが、これからは太陽熱だけでなく、木質バイオマスや地中熱など多様なエネルギーを視野に入れるべきと考えるがどうか。
- 2 市民共同発電の設置支援は太陽光発電に限定すべきではなく、木質バイオマスや地中熱などにも拡充すべきと考えるがどうか。
- 3 エコタウンプロジェクトについて、屋根借り実証についても全国の先進モデルとなるよう協力住民に対して、事業者を通じて支援するということであるが、前払で県が10万円出すことにより事業者も普及しやすくなると思うので、この成果を全県に拡げていくべきと考える。仕事興しにもつながると考える。このモデルの全県への普及見通しについて伺う。
- 4 光化学オキシダント・微小粒子状物質、いわゆるPM2.5の常時監視体制は、どのようになっているのか。大丈夫なのか。また同物質の発生源の把握や成分分析をどのように進めていくのか。

A 温暖化対策課長

- 1 再生可能エネルギーの多様化については、すぐにできる体制にはないが、太陽熱、地中熱などもしっかり検討していく。
- 2 市民共同発電については、木質バイオマスなどの要望がない。そのような声が出てくれば今後予算に盛り込むなどの検討をしたい。

A エコタウン課長

- 3 屋根借りは個人住宅の屋根を事業者が借りて売電するもので全国初の取組である。屋根借りがなかなか普及しない理由としては、大きく二つの課題がある。一つ目は住民にとって賃料が少なく、屋根を貸す動機付けが薄いこと、二つ目は事業者にとって個々の住民と契約する必要があるなど、手間がかかり事業として参入しにくいことである。これを解決するため、住民には賃料として10万円の前払によるインセンティブを与え、事業者には行政が住民を取りまとめるなどつなぎの役割を果たして支援する。屋根借り実証は、住民にとっても初期投資なしで太陽光発電設備を設置できるので、太陽光発電の普及の裾野を広げるには有効な取組である。まずはエコタウンで実験的に取り組み、事業スキームの課題を把握しながら、それを乗り越える工夫をして全県に拡げていきたい。

A 大気環境課長

- 4 PM2.5の常時監視は、平成23年度から行っている。常時監視は、大気汚染の状態を適切に把握するため、県内を気象や地形により8地域に区分し、測定機を配置して行っている。平成24年度当初、県内11か所に設置していた測定機を現時点では2倍以上の24か所に増やしている。来年度は、更に県が5か所、さいたま市等で4か所の合計9機増やす。今後とも計画的に測定機を増やしていくので大丈夫であると考えている。また、PM2.5は、多種多様な発生源がある。成分を分析することで発生の由来をつかむことが今後の対策を考えていく上で重要であると考えている。平成23年度から平成26年度の4年間で、区分した8地域で分析を行っていく。

6 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑

2013年3月12日

◆議案・平成24年度補正予算審議

産業労働部関係

Q 村岡正嗣委員

- 1 北部地域振興交流拠点施設（仮称）基礎調査費について、予定していた調査は全て完了したのか。
- 2 創造的企業投資育成事業費が当初予算を下回った理由は何か。
- 3 保育所待機児童対策費の補助金交付額が当初見込みを下回った理由は何か。このことを踏まえてどのように対応していくのか。

A 産業拠点整備課長

- 1 北部地域振興交流拠点施設（仮称）基礎調査では、用地測量と土質調査を予定していた。用地測量は実施したが、土質調査は施設整備の見通しが立ってから実施する考えであったので、実施しなかった。このため、減額補正するものである。

A 産業支援課長

- 2 当初は3社の投資先の原資として5,110万円の貸付けを行う予定であったが、そのうち1社から2,000万円の償還があったために、減額補正をすることになったものである。

A ウーマノミクス課長

- 3 実績は単独型が4か所、共同型が1か所であった。共同型が当初の見込みを下回り、運営費補助が減少したことによるものである。共同設置は企業間の意見集約に時間がかかる。来年度は、そうした点を考慮して対応していきたい。

Q 村岡委員

北部地域振興交流拠点施設（仮称）の土質調査は、平成25年度には実施して、基本設計に着手する見通しはあるのか。

A 産業拠点整備課長

土質調査は、北部地域振興交流拠点施設（仮称）の基本構想が固まってから実施する考えである。図書館の関係などで要望書をいただいていることもあり、基本構想が固まっていない。そのため、平成25年度に土質調査を実施することは現段階では予定していない。

◆平成25年度予算案審議 産業労働部関係

Q 村岡委員

- 1 管理職手当の減額は、平成25年度当初予算に計上されているのか。また、役職ごとの人数と削減額はどのくらいか。
- 2 次世代技術開発等チャレンジ補助事業の対象となる企業の要件はどのようにしていく予定か。
- 3 新産業研究開発プロジェクト推進事業は、大きく構えたプロジェクトという印象である。対象分野が3テーマ、4月から5月までが公募で、採択が5月下旬となっている。こうした事業はマッチングが重要だが、公募から採択までが短期間に感じる。大学と企業がどのような組み合わせになるのか。既に打診はしているのか。
- 4 新規事業である中小企業金融円滑化対策事業費の事業内容はどのようなものか。中小企業金融円滑化法失効後も金融機関の対応は変わらないとのことだが、現場の対応は厳しくなるのではないかという話も聞いている。どのように対応していくのか。
- 5 埼玉版ハローワークでは、若者、女性、中高年の就業支援を展開するとあるが、現在さいたま新都心にあるヤングキャリアセンター等の機能のうち、何を移転するのか。また、それぞれのサービスは新年度にはどう変わるのか。

A 産業労働政策課長

- 1 給与費については、任命権者分を人事課で算出している。産業労働部分のみの額は、定数の

変更等もあり正確に算出することは困難であるが、300万円程度の影響額と考えている。

A 労働委員会副事務局長

- 1 対象者は事務局長、副事務局長の2名であり、影響額は21万1,000円を見込んでいる。

A 産業支援課長

- 2 県内の中小企業で次世代産業参入にチャレンジ意欲を持った企業であれば全て対象になる。
- 3 例えばエネルギー・環境分野であれば、蓄電池や医療機器などといった分野の研究開発機運は高まっている。今後、公募を行うが、拠点性や実用化等の可能性などを見極めて、審査の上、決定していきたい。

A 金融課長

- 4 一つは、金融機関に直接相談することができない企業からの相談対応に当たり、商工団体の相談機能を強化するための専門家の派遣に対して補助するものである。もう一つは、中小企業支援ネットワークに参加している各支援機関がどのような支援を行えるか、情報を整理してハンドブックにまとめ、商工団体や金融機関に配布し、相談対応に当たり活用してもらうものである。個々の相談への対応については、関東経済産業局、財務局でも相談窓口を設置した。また、商工会でも窓口を設けて相談に対応すると聞いている。窓口での苦情等の情報は、中小企業支援ネットワーク会議に報告し、情報共有を図るとともに、各金融機関には、適切に対応するよう要請していきたい。

A 就業支援課長

- 5 昨年10月に開設した就業支援サテライトに、まずは中高年やハローワークコーナーを設置したが、来年度は新たに若者と女性の専用コーナーを設置する。若者については、さいたま新都心にあるヤングキャリアセンターと併設ハローワークを一括して移設する。なお、激変緩和のため

に、一部のカウンセリング機能は新都心に残す。中高年については、利用者が増えているため、カウンセリングブースを一つ増やす。

A ウーマノミクス課長

- 5 女性キャリアセンター本体は、さいたま新都心から移転しないが、新規事業である女性の再就職支援事業のため、キャリアカウンセラーと求人开拓員をそれぞれ2名増員する。武蔵浦和にある就業支援サテライトには、女性の相談コーナーを設置する。

Q 村岡委員

- 1 新産業分野の関心が高まっていることは分かるが、応募期間が短いので、対応できる大学が果たして出てくるのか。大学側の対応などはどのようにになっているのか。
- 2 女性キャリアセンターのカウンセリング利用者は、平成22年度は1,532人、23年度は2,922人、24年度は1月末までで2,568人であり、さいたま新都心で定着している。女性キャリアセンターの事業は更に拡充されるのか。さいたま新都心にあるハローワークの出張所は廃止して、武蔵浦和に移転することになるのか。ヤングキャリアセンターの武蔵浦和への移転に伴って、さいたま新都心にはハローワーク機能は残らないということか。平成23年7月にヤングキャリアセンターが大宮駅前からさいたま新都心に移転した際、利用者にとって不便になるとの指摘もあったが、女性や中高年の支援を一体化するメリットを重視して移転した。わずか2年での再移転は早過ぎる。さいたま新都心への移転結果をどう検証しているか。また、サテライト開設は9月定例会で議論したが、その際ヤングキャリアセンター移転の話はなかったが、いつ決定したのか。

A 産業支援課長

- 1 全ての県内工科系大学には産学連携の窓口がある。また、北与野駅前にある産学連携支援セ

ンター埼玉では、企業と大学との連携を支援している。こうした機関と早めに情報交換しながら、事業を円滑に進めていきたい。

A ウーマノミクス課長

2 新規事業として女性の再就職支援事業を行うことにより、キャリアカウンセラーと求人開拓員を増員する。武蔵浦和にマザーズコーナーができたこと、また、新都心の出張相談の利用者が1日に2名程度であることなどから、埼玉労働局が費用対効果により総合的に判断したものと思う。

A 就業支援課長

2 女性キャリアセンターにはハローワークの機能は残らない。移転した後、ハローワークコーナーの利用者は大きく減少したが、セミナーの利用者を増やすなどの努力によって、利用者数は増加してきている。9月定例会の時点では、まだヤングキャリアセンター移転を具体的に検討する段階ではなかった。中高年だけでなく全世代対象の就業支援を行う必要性は感じていたが、その時点ではスペースもなく、国との調整もしていなかった。その後、県営競技事務所の移転が決まったことにより、利用可能なスペースが生まれ、利用者の利便性向上について国と調整を進める中で、年末にかけてヤングキャリアセンター移転の話になった。

Q 村岡委員

さいたま新都心の機能を一部拡充・一部縮小しつつ、武蔵浦和に就業支援の機能を集中させる構想だと理解した。駅からの便は武蔵浦和の方が良いが、両方の施設を総合的に機能させて、県民にとって総合的なサービス拡充にしてほしい。就業支援サテライトについて、県がアピールするポイントは何か。ヤングキャリアセンターの存在感をもっと発揮すべきであるが、移転続きでは周知もできない。今まで以上に広報・周知するため、どう取り組むのか。

A 就業支援課長

これまで約500㎡程度だったサテライトを約1,000㎡に拡張する。セミナー室も、さいたま新都心では1室だけだったが、2室を増やして、セミナーや面接会など柔軟に活用して利用者サービスを向上させる。また、埼玉ならではの方式として、特区を活用したハローワークとの情報共有を進め、移管のメリットを発揮していきたい。また、ヤングキャリアセンターの存在感を高めるため、専用カードを作ったり、「洋服の青山」にPR誌を置くなどの工夫をしてきた。都内でも若者向け面接会を行うが、こうした機会を捉えて、都内の大学にも積極的にPRしていく。

◆議案・平成24年度補正予算審議 企業局関係

Q 村岡委員

- 1 水道水源開発施設整備事業費の減額の中には、ハッ場ダム関連の予算は含まれているか。また、継続費も変更しているのか。
- 2 第一次送水管路更新事業費（支線）における3億円減額の内容と予算要求時の考え方を伺いたい。

A 水道企画課長

- 1 ハッ場ダム関連も減額補正している。当初予算では、23億7,514万2,000円であったが、補正後は、18億8,222万6,000円となり、4億9,291万6,000円減額補正している。また、継続費も併せて変更している。

A 水道管理課長

- 2 当初は、更新路線が生活道路下にあることからガス管や水道管などが多数埋設され、その移設経費を見積もっていたが、推進工法で工事を実施したことで移設が不要になり、補償費及び用地費が見込みを下回った。その他、各工事の請負差金が生じたことにより減額となった。

◆平成25年度予算案審議 企業局関係

Q 村岡委員

- 1 管理職手当の削減が予算に計上されているのか。また、役職ごとの人数と削減額はどのくらいか。
- 2 水道水源開発施設整備事業費において、ハッ場ダム関連の事業費はどのようなものが計上されているのか。
- 3 吉見浄水場に新たに太陽光発電を設置するに当たって、地元発注を考えているか。

A 財務課長

- 1 予算には削減分を計上している。企業局全体での削減対象人数は42人、削減額は239万9,640円となっている。内訳として、局長級は1人で15万6,360円、部長級は3人で39万7,080円、課長級は13人で71万3,700円、副課長級は25人で、113万2,500円である。

A 水道企画課長

- 2 生活再建対策事業として、付け替え県道、付け替え鉄道、代替地整備などが計上されている。また、本体関連事業費として、工事用道路、作業ヤード造成などが計上されている。これらに要する国予算として、97億5,200万円が計上されている。そのうち、本県の利水分の負担額は、16億3,669万8,000円である。

A 水道管理課長

- 3 県内企業の技術力、工事实績、埼玉県中小企業振興基本条例の趣旨などを考慮して検討している。

◆議案・補正予算案に対する討論

村岡委員

第56号議案及び第67号議案に反対の立場から討論する。第56号議案については、他の委員会において、職員退職手当の減額で反対すべき予算があることから反対する。第67号議案については、ハッ場ダム本体工事の予算を継続するものとなっていることから反対する。

◆調査事項（平成25年度予算案）に関する意見

村岡委員

第1号議案、第16号議案及び第18号議案については、課所長級以上の職員の管理職手当減額の1年延長及び副課長級職員の管理職手当減額が計上されているが、いずれも職員の給与削減は行うべきではないと考える。よって、否とすべきである。また、第17号議案については、管理職手当の減額に加え、ハッ場ダム関連事業費の予算が計上されていることから否とすべきである。

7 少子・高齢福祉社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2013年3月15日

◆審査事項「高齢者の介護・医療について」

Q 柳下礼子委員

- 1 高齢者雇用確保措置について、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止等があるが、県として現場の実態をどうつかんでいるのか。先日、本委員会で株式会社辻井製作所を視察した。高齢者が生き生きと働き続けている実態を視察し、本当に素晴らしいところに連れて行ってもらったと感動したところである。そこで何うが、資料5ページの「65歳を超えた雇用と社会参加に関する団塊世代の意識」でも、まだ働けると考える方が7割を超えている。今後、このような企業を県内に広げるために、県として具体的にどのように考えているのか。
- 2 高齢者の生涯教育の充実について、社会参加機会の拡大のためには、経済的負担の軽減が大変重要と考える。民間でも、60歳を超えると映画の割引がある。この点について重要と考えるがそのような認識を持っているのか。
- 3 具体的に確認したいのは、武道館、航空公園、自分も障害者や高齢者と利用して素晴らしい施設と感じた、伊豆潮風館における、こうした県有施設への高齢者の減免状況、利用状況、利用率、今後の方針などについて教えてほしい。

A 就業支援課副課長

- 1 高齢者の継続雇用に前向きな企業が県内にあるというのは、県としても心強く思っている。こうした事例を少しでも多くの方々に知っていただくように、普及啓発に力を入れていくことが大事だと考えている。埼玉労働局と連携し、高齢者の継続雇用に前向きな企業に対する表彰や優良事例の紹介など、具体的な発信を強化してまいりたい。

A 福祉政策課長

- 2 今定例会では、武道館を始めとした県立施設

の使用料の高齢者減免の廃止議案を提案しているところである。高齢者減免は、高齢者の経済的負担の軽減と高齢者の社会参加を促進することを目的に平成6年度に導入した。現在の高齢者を取り巻く環境、例えば、65歳以上の世帯の支出水準又は貯蓄が全世帯の水準を上回っていることや、社会参加活動についても高齢者の割合がかなり増加している状況を勘案して、負担の公平性と財源の確保という財政的な見地から見直しを行った。

高齢者は一律に保護されるということではなく、元気な高齢者が介護の必要な高齢者を支えるなど、その能力に応じて社会参加を図っていくことがよいと考えている。

そうした中で今回の見直しが図られたということで御理解いただきたいと考えている。

A 障害者福祉推進課長

- 1 伊豆潮風館は、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉センターで、第二種社会福祉事業に位置付けられている。今回議案として提出している65歳以上の高齢者利用料金の廃止については、同館も対象になっているが、要介護・要支援の高齢者は、引き続き障害者料金が適用される。

65歳以上の高齢者の利用は、全体の利用者の約25%を占めている。障害者本人と介護者の利用率は約65%なので、同館の本来の利用目的にかなっていると思う。

Q 柳下委員

- 1 辻井製作所では80歳超の方が元気に働いている。年金をもらえる年齢に達すると、年金と給料を合わせて、定年時の給料を維持することも素晴らしいと思った。おじいちゃんの技術が高く、一生懸命働いている姿を見て、子や孫も就職するとのことである。なかなか素晴らしい

と思うが、辻井製作所には行ったことがあるのか。

- 2 高齢者の減免について、財政面から一律に廃止するというのは、福祉の立場に反しているのではないか。高齢者が生涯教育やボランティア活動で、いろいろな施設を利用して活躍している。高齢者が寝たきりならず生き生きと活動していることは県政全体にとっても大きなメリットになる。ここに予算を投入することは重要だと考えるがどうか。福祉関係の施設では、本定例会における高齢者減免の廃止は、どれくらい該当するのか。また、全部で何人くらいが対象になるのか、併せて伺う。

- 3 伊豆潮風館は、を利用する障害者の中でも、65歳以上の高齢者が占める割合は高いと思う。脳卒中や脳梗塞やパーキンソン病の方を含めて、65歳以上になってから障害者になった場合の手当が廃止されたのに、二重三重に差別するようなことを行っている。これで本当に福祉といえるのか。

A 就業支援課副課長

- 1 話は聞いているが、現地に行ったことはない。今、委員から、非常に詳細な臨場感のある話をいただいて、改めて現場を見なければいけないと思った。

A 福祉政策課長

- 2 先ほど申し上げたように、高齢者を取り巻く環境が平成6年当時と変わり、一律の必要性がなくなった。今回減免を廃止する予定のそれぞれの施設で、例えば、高齢者向けのパスポートや回数券などの導入を検討するなど、引き続き、高齢者の利用が確保されるような支援を考えているという話を聞いている。また、福祉関係の施設で影響がある施設については、障害者交流センターと伊豆潮風館が減免の影響を受ける。

A 障害者福祉推進課長

- 2 伊豆潮風館については、平成23年度に65歳

以上の減免適用を受けた人数は、3,366人であった。これには、65歳以上の障害者は含まれていない。

- 3 平成22年1月から在宅重度障害者手当を65歳以上になってから障害者になった方を対象外にしたのは、福祉の後退ではないか、との御指摘であるが、65歳以上で障害者になった方は、介護保険サービスの対象であるため、今後、高齢者福祉施策を進める中で総合的に支援していくということで、同手当の対象外にしたところである。

Q 柳下委員

- 1 伊豆潮風館では、65歳以上の減免適用者が、3,366人とのことであったが、これは全体の利用者の何%に当たるのか。また、減免を廃止することによって、どのくらいの収益につながるのか。
- 2 先ほどの質問で、武道館や航空公園について答弁がなかったが、その点はいかがか。

A 福祉政策課長

- 2 武道館や航空公園など他部の状況については、手元に資料がないので、後ほど確認の上、各委員に資料提供したい。

A 障害者福祉推進課長

- 1 全体の利用者は13,652人であり、減免適用者の割合は24.7%である。
- また、減免を廃止することによる収益については、明確には把握していないが、高齢者利用者が3割程度減少すると試算している。

Q 柳下委員

伊豆潮風館は、これまで利用者数を上げるために、食事改善をしたり、いろんな形で努力してきたと思うが、利用者のうち、24.7%の人たちが影響を受ける減免の廃止は、間違っていると思う。減免の廃止について、県民や利用者の要望を聞いたことはあるのか。

A 障害者福祉推進課長

最初にもお話したが、伊豆潮風館は障害者のための施設である。高齢者についても県の方針として減免してきたが、先ほどの福祉政策課長の答弁にあったように、一律の減免は時代に合っていないということで廃止する。高齢の障害者の方、介護が必要になった方、生活保護受給者、低所得者は、減免制度が維持されるので、御理解いただきたい。

Q 柳下委員

時代に合っていないとのことだが、これからは高齢者が多くなる。歳を取っても、できるだけ元気で生き生きとすることが、県全体の利益になる。部局がお互いに連携しながら、高齢者に対する総合的な施策を充実させていくことが必要なのではないか。そういう点で、時代に合っていないという認識は間違っていると思う。地元の高齢者用のバスでも、今まで無料だったものが100円負担になっただけでも、大変な騒ぎになっている。その辺を認識していただきたい。(要望)

(意見・提言)

柳下委員

- 1 高齢者就業の確保を図るために、先進的な現場に学び、高齢者就業に貢献する企業を増やすように努めること。
- 2 高齢者の生涯活動の充実のために、多様な参加機会の拡大の条件として、利用料金など、経済的負担の軽減を引き続き図ること。
- 3 武道館、航空公園、伊豆潮風館など、県有施設での高齢者の利用率を高めるために、利用料金の引下げなど、あらゆる努力をすること。

委員長

柳下委員、意見・提言2・3については、県有施設全体としてしまうと、本委員会に出席している執行部（福祉部）の対応が困難になるのではないかと

柳下委員

県有施設は福祉施設に変更することによい。

委員長

その内容に変更することをお願いする。

8 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2013年3月15日

◆審査事項「地域の防災対応力の強化について」

Q 村岡正嗣委員

- 1 市町村の地域防災計画の修正について、事前相談は何件くらいあったのか。相談の内容に特徴はあるか。中山間地と都市部では課題が異なるのではと思うがどうか。
- 2 県の地域防災計画について、全国に先駆けて見直しを行い、被害想定をやり直していることは結構だと思う。当事者の声を聴くことが重要であると思うが、どうか。
- 3 D I G訓練の普及について、来年度は規模の大きい市町村でモデル事業を実施したいとの発言があったが、私も、規模の拡大とスピードアップが大事だと思う。そこで、D I G訓練の普及に当たっての課題は何か。
- 4 災害時の要援護者対策について、災害時要援護者名簿は49市町村で策定されているとのことだが、人口ベースではどうか。都市部では策定が困難だと思うが、今後どのように行うのか。
- 5 学校防災の取組について、避難訓練と防災教育は重要である。釜石市における群馬大学片田教授の取組が広く知られている。取組の中に主体的に行動する態度の育成とあるが、低学年の場合はどうするのか。
- 6 最後に、学校の体育館やホールは避難場所として想定されているのか伺う。

A 消防防災課長

- 1 1月末までに26団体、2月にも5団体から相談があり計31団体である。相談の内容は、防災会議を何回開催すべきかやパブリックコメントの方法など、運営に関する相談などがあった。
- 2 地域防災計画の見直しにあたっては、ワーキンググループを設置し、女性や障害者団体の方にも参加いただくとともに、県民コメントの意見も反映させていきたいと考えている。

A 危機管理課長

- 3 D I G訓練の普及の課題は、訓練の指導者が不足していることであり、指導者の確保が必要だと考えている。また、市町村職員の人員の問題もある。県と比べると訓練等に特化して、専断的に行う組織力が弱い。今回ふじみ野市と宮代町でモデル事業を実施したが、まだ県が支援に入らないと、専断的に全市町村等で行うには難しいと考えている。

A 保健体育課主席指導主事

- 5 小学校低学年における主体的に行動する態度の育成は、自分を守るという自助の観点から第一であり、身の安全を守るということを学ばせることである。先生の指示がないと動けないのではなく、「落ちてこない」、「倒れてこない」、「移動してこない」ところを見極めて、頭を中心に身を守ることを低学年のうちから教えていく。
- 6 体育館やホールについては、一次避難で校庭等に避難したあと、天候等を考慮し、校舎や体育館の状況を確認の上、二次避難の場所とする場合がある。

A 高齢介護課副課長

- 4 災害時要援護者名簿については、高齢者、障害者等の中から、市町村が全体計画の中で対象者の範囲を定めて策定しており、63市町村のうち77.7%にあたる49市町村が策定済である。要介護認定を受けている者や障害者など、市町村ごとに対象者の範囲は異なるが、県内で約17万人が名簿化されている。

Q 村岡委員

- 1 都市部の市町村や中山間部の市町村など、共通の課題を持つ市町村があると思うが、県の方で共通認識を深めるための取組などを行っている

のか。

- 2 障害者団体にも身体、知的、精神等の種別があり、それぞれ団体により防災について意見が異なると思うが、県の地域防災計画の見直しについて、意見を聴いているのか。
- 3 D I G訓練の普及についての課題は、指導者だと思うが、この訓練の指導には資格が必要なのか。どういった研修を受ければ指導できるようになるのか。
- 4 学校の関係で、体育館に避難することもありうるということだが、天井の落下が心配である。天井の落下物対策は国の交付税措置もあるはずである。急ぐべき問題だと考えるが、体育館、ホールの天井落下防止についてどう考えているか。それから防災教育の指導者が少ないようだが、指導者をどう確保していくのか。

A 消防防災課長

- 1 現在の県地域防災計画の見直しは、5つの課題について応急的な見直しを行ったものであり、地域の特徴はない。今後、抜本的な改正時に、市町村からの要望があれば対応していきたい。
- 2 障害者団体から直接は意見を聴いていないが、毎年、障害者団体から災害対策についての要望があるので、可能な限りその内容を反映させている。
- 3 D I G訓練の指導には、特に資格は必要ない。D I G訓練は、富士常葉大学の小村准教授が開発したものである。自主防災組織の方々が、地域の地図を囲みながら、地域の防災上の課題や対策を考える訓練である。ある程度訓練を体験すれば、次は自分でもできるものである。そのため、県では自主防災組織リーダー養成講座に、今年度からD I G訓練を組み入れた。今年度は500人余りが訓練を受けた。来年度以降はさらに拡充し、訓練を指導できる指導者の育成に努めたい。

A 保健体育課主席指導主事

- 4 学校体育館等における非構造部材等の落下防止の整備計画について、県立学校では防災拠点校を38校指定しているが、平成24年度中に17棟、平成25年度に残り全ての学校で非構造部材の耐震対策工事を計画している。市町村でも、平成27年度までに終了するように働き掛けていく。また、防災の指導者の確保については、各学校の安全主任を集めた研修会で防災の専門家を講師に招き、防災の在り方などの研修などで啓発を図っていく。

Q 村岡委員

D I G訓練を全市町村に普及していくべきである。そのためには、規模の拡大とスピードアップが必要である。そこで、全市町村に普及するように、指導者の養成も含めて、何年度までにどのくらい普及するかというロードマップを作る必要があると思うがどうか。

A 危機管理課長

県が全ての市町村を個別支援していくのは困難である。そこで、来年度D I G訓練のモデル市町村を3団体指定し、実施していく。モデル市町村周辺の市町村にもD I G訓練が波及し、最終的には全63市町村で実施できるよう取り組んでいきたい。いつまでにというロードマップについては、こうした取組状況を見て考えていきたい。

(意見・提言)

村岡委員

災害図上訓練D I Gの普及に当たっては、指導者の養成強化と共に、市町村の取組を県として支援し、全県での普及を早期に実現する計画を作ること。

9 予算特別委員会における村岡正嗣県議の締めくくり総括質疑

2013年3月19日

Q 村岡正嗣委員

日本共産党の村岡正嗣です。通告に従いまして、さっそく質問に入らせていただきます。

埼玉県内の避難者への生活支援の拡充について伺います。

東日本大震災、福島第一原発事故から丸2年が経過し、被災地では復興に向けて懸命の努力が続けられています。しかし、いまだに31万人の被災者が避難を余儀なくされ、本県にも、把握できる人数だけでも県内全ての市町村に4,037人の被災者がおります。

この間、当県議団は旧騎西高校の双葉町の皆さんはじめ被災者と懇談し、相談を受けてまいりました。当初、すぐに帰れると思ひ、またそう願ひ、埼玉で職に就くことをためらっていた方が、今は帰郷が困難であることを自分に納得させ、埼玉で暮らし続ける、そのために職を探し始めています。

被災者雇用の確保は切実な課題となっております。政府は、被災者雇いを促進するとして被災者雇用開発助成金を創設、全国37都道府県の県、市町村で臨時職員として8,696人の被災者が直接雇用されています。例えば、山形県では県庁として70人の被災者を直接雇用しています。私の知る限り、埼玉県庁での被災者直接雇用は実質1人です。

そこで質問ですが、知事、埼玉県もせめて臨時職員については被災者の優先雇用を実施すべきと考えますが、どうでしょうか。お答えを願います。

A 上田清司知事

山形県との比較での少なさを強調されました。震災等緊急雇用対応事業で直接雇用した被災者は5名でございます。雇用基金事業の実施に当たって、国からは被災地以外の都道府県は、つまり被災を受けていない都道府県というふうに埼玉県は認定されています。例えば茨城県なんかは被災地というふうに認定されています。可能な限り成長

分野の民間事業者に基金事業を委託するようにと、つまり、その基金は県で使うのではなくて、できるだけ成長するような民間事業者を育てるような意味での要請がございました。

したがいまして、平成23年度の雇用基金事業による県、市町村の直接雇用は10名で、民間事業者による雇用は78名、同じように平成24年度の12月末までですけれども、雇用基金による直接雇用は23名、これは市町村分です、県も含めた。民間事業者による雇用は46名。このようにシフトを基本的に変えておりますので、山形県なんかの事情とは異なると、このように御理解をいただきたいと思ひます。

Q 村岡委員

最初に申し上げたいんですが、双葉町の皆さんにお会いすると、皆さんが本当に埼玉県には感謝しているということ、知事の耳にも届いていると思うんですが、そのことを最初にお伝えしておきます。

同時に、今後の暮らしに非常に不安を抱えているのも、これは全く事実で、この2年の歳月が帰れないことを自分に納得させているんだろうなというふうに私も思ひます。そういう中で、仕事を見つけて埼玉で暮らし、埼玉の住民になるという決意をされている方も増えてきている、そのことを感じております。

それで、この2年の歳月の中で、当初は埼玉で仕事を見つけてまた辞めるとなると迷惑かけちゃいけない、こういうお気持ちだった方が、もう帰らないということで腰を据えて暮らすんだというふうに変ってきている。ここが大きく変わってきているところだと思ひますね。もちろん、民間企業をお願いしている。是非それを県も範を示してもらいたいし、県内の自治体、例えば越谷市でも県の補助を受けて、しかしそれが3月いっぱい切れる。4月から市単独でも被災者の雇いを

やっていくという市もあります。そういうところを是非県として後押しをするというか、それもこの2年たったところの状況の変化の中で必要ではないかと思うんですね。是非その点でもう一度何らかの県の支援をしていただきたいと。これは被災者に、そしてまた被災者を応援する自治体に対してもということをお願いしたいと思います。

A 上田知事

双葉町という役場の機能が現在の旧騎西町にある以上、役場からきちとした要請が私どものほうにあれば、当然それに合わせて、要請活動に合わせてしっかり対応させてもらいたいと思います。

Q 村岡委員

よろしくお願ひいたします。

それでは、質問の2に入ります。

避難所生活は不自由なものです。避難生活が長期化する中、双葉町民の中にも避難所から出て暮らすことを希望する方が増えています。一方で、東電の個人補償は遅々として進まず、被災者は経済的にも困窮し、避難所を出ての自己負担の増大は深刻です。埼玉県内で自立して暮らす被災者の負担軽減が必要です。

そこで、私は、せめて上下水道料金は免除できないかと思います。県内全ての自治体に避難者がありますが、私の入手した資料では、上下水道料金を全額免除している市町村は現在7自治体に過ぎません。基本料金だけの免除や基本料金を超えた部分への助成等、部分的な助成は35自治体です。

知事に伺いますが、被災者の方々の上下水道料金減免を行う自治体に対して、県としても支援すべきと考えますが、どうでしょうか。お答えをお願いします。

A 上田知事

できるだけ市町村が行う様々な事業に対して県としても支援をするということも、当初から約束しておりますし、仮に国からお金が出なかった場

合なども、県がいざというときにはお金を出すから思い切って支援をしていただくようにということは、最初から申し上げております。具体的に御要請があれば対応したいと思います、現在のところ、上下水道料金を免除した市町村には国がその8割分を特別交付税で面倒を見ているということになっていきますので、2割方市町村が負担しているということで、特に県のほうにその2割方について何とかせいという話は今のところは来ておりません。多分、全体としての金額の中では少額という部分もあるので、そういう意味では市町村の心意気の中でしっかり受け止めていらっしゃるのかなと私は感じております。御要請があれば何らかの形で対応したいと思います。

Q 村岡委員

自治体、各市町村の心意気というお話もありました。私がお配りした資料は、加須市が作成した資料なんですね。多くの市町村がそれなりの負担軽減の努力をしております。ただ、当の加須市自体はまだ減免は実行していないようです。県内で被災者の方の避難者が多いのは、629人と最も多いのがこの加須市で、市単独では負担がやや重いのかなという気がするんですけども、ここで県が、2割相当かどうかは別としても支援をするという、そういう態度を待ちではなく積極的に示していただければ、加須市も踏み出していただけるんじゃないかという私は気がしているんですね。

帰郷の見込みもない、それでも一步踏み出そうと、そして自立した暮らしに踏み出そうとしている被災者の皆さんに、これは市町村にいる避難者と同時に埼玉県に来ている避難者ですから、その皆さんに、皆さんのことを忘れていないよと、見守っているよということも県としてもメッセージを発信することは、非常に僕は励ましになるんじゃないかと思うんですね。そういう意味でも、市町村も頑張っているところがあるけれども、県に要請があったら検討しようということじゃなくて、県もやりますよというメッセージを是非埼玉県から発信をしていただきたいと。併せてその中で、

全県でどうなっているかというのを加須市が調べたんですが、やはりこれは県が調べて、その情報をまた全県にお知らせをするということも検証の中でやっていただきたいと思うんですが、是非併せてその点をお伺いしたいと思います。

A 上田知事

後段の部分については県でも把握するようにしたいと思いますので、お約束したいと思います。

前段の部分では、私は比較的自立自尊の埼玉というようなことを訴えております。それから、市町村の自立を強く訴えてきております。広域自治

体としての埼玉県の役割ということを考えて、例えば、基本的にはやっぱりそれぞれの基礎自治体が物事を考えて、自分たちの手に負えないから県も広域的に対応すべきではないかという、そういう支援の要請なり協議の要請があればそれに対応するというのが筋で、何かおおらかに何でも受け止めますよというのは、言葉は美しいですが、逆に言うと市町村の自立とか市町村の自尊というものを傷つけるのではないかというふうに受け止めておりますので、県のほうからやりますというような話はいささか私は違うのではないかというふうに受け止めております。

10 予算特別委員会における村岡正嗣県議の反対討論

2013年3月21日

村岡正嗣委員

おはようございます。日本共産党の村岡正嗣です。

第1号議案、第12号議案、第14号議案ないし第19号議案に対する反対討論を行います。

はじめに、第1号議案「平成25年度埼玉県一般会計予算」ですが、反対とする5点について。

第1は、県立げんきプラザ、県民活動総合センター、7つの県営公園、県立武道館の高齢者に対する施設使用料減免制度等を廃止して、新たに高齢者や県民の負担増となる予算だからです。廃止の理由に高齢者人口の増加、高齢者の経済力などが挙げられていますが、高齢者の8割以上は年金収入のみで生活し、さらにその年金も2.5%の削減が行われています。高齢者の社会参加の促進が求められるとき、負担増はそれに逆行するものであり、減免制度の廃止は行うべきではないと考えます。

第2は、今年度も県職員、教育局職員定数の削減を行うからです。三次にわたる行財政改革によって、平成17年度から25年度までに1,141人が削減されます。県民サービスの向上という自治体の責務からも認められません。

一例ですが、彩のかがやきでの高温障害対策やお茶の放射能被害対策など、どの課題においても試験研究機関の果たすべき役割は大きいにもかかわらず、農林部の研究センターではこの5年間で67人もの削減は問題です。職員の非人間的な時間外勤務も問題となりました。メンタルケアを必要とする職員も多く、既に本県の人員体制は限界と言えます。よって、定数削減には反対です。

第3に、県職員管理職手当減額の1年延長と新

たに副課長級職員等にも減額を広げるからです。病院局や企業局職員、警察官らを含めると、減額対象の管理職は2,710人、年間の削減額は1億5,600万円に上ります。本県ではこの2月、退職手当の大幅減額によって大きな混乱を招いたばかりです。管理職の多くは定年を間近に控え、この退職手当減額の影響を直ちに受けることとなります。そこにさらに追い打ちをかける管理職手当減額は、職員とその家族の将来設計を狂わせるものであり、大幅な人員削減の中で必死に頑張っている幹部職員に対して、連続的な処遇の引下げは余りに酷と言わざるを得ません。

第4は、県立小児医療センターの移転のための費用計上のあること。

第5は、八ッ場ダム建設など不合理な公共事業予算の計上のあることです。

続いて、第15号議案「平成25年度埼玉県病院事業会計予算」は、県立小児医療センター移転のための経費及び管理職手当減額が含まれており、反対です。

第17号議案「平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計予算」は、八ッ場ダムと管理職手当減額から、また、第12号議案「平成25年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算」、第14号議案「平成25年度埼玉県公営競技事業特別会計予算」、第16号議案「平成25年度埼玉県工業用水道事業会計予算」、第18号議案「平成25年度埼玉県地域整備事業会計予算」、第19号議案「平成25年度埼玉県流域下水道事業会計予算」については、いずれも管理職手当減額を含む予算であることから賛成できません。

以上、反対討論といたします。

11 平成25年度予算案に対する反対討論

2013年3月27日

村岡正嗣県議

おはようございます。日本共産党の村岡正嗣です。日本共産党県議団を代表して、当初予算議案である第1号議案、第12号議案、第14号議案ないし第19号議案に対する反対討論を行います。

初めに、第1号議案「平成25年度一般会計予算」についてです。

反対理由の第1は、県立げんきプラザ、県民活動総合センター、7つの県営公園、県立武道館の高齢者に対する施設使用料減免制度等を廃止して、新たに高齢者や県民の負担増となる予算だからです。

廃止の理由に、高齢者人口の増加、高齢者の経済力などが挙げられていますが、高齢者の8割以上は年金収入のみで生活し、更にその年金も2.5%の削減が行われています。高齢者の社会参加の促進が求められるとき、負担増はそれに逆行するものです。名栗げんきプラザのプラネタリウム入館料の7倍化や県民活動総合センター宿泊施設利用料金の大幅引上げなど、到底容認できません。

第2は、今年度も県職員、教育局職員、学校職員定数の削減を行うからです。

県職員46人、教育局事務局職員2人、県立学校事務職員25人の削減と併せ、用務職、給食調理業務については17校で民間委託となります。既に3次にわたる行財政改革によって、1,141人の県職員定数が削減されています。その結果、自治体としての責務が全うされていません。

例えば、農林部の研究機関では5年間で67人もの職員削減が行われてきましたが、県産ブランド米「彩のかがやき」の2度にわたる高温障害に対しては、十分な対処ができませんでした。お茶での放射性物質対策では、県の調査では検出できず、国の検査で検出されたことから、お茶農家はどれほど損害を受けたか分かりません。責任は現場にあるのではなく、「最小で最強」の号令の下、職員体制を崩し続けてきた知事にあると考えます。

また、長期休職の職員は常に100人程度もいて、その6割以上が精神疾患と聞き、本当に胸が痛む思いです。県民サービスの側面からも、職員の生活と健康の側面からも、既に県職員体制は限界です。定数削減は撤回し、体制強化を求めるものです。

さらに、学校事務職員の削減は、教育の質の低下に直結するものです。修学旅行や補助教材費の金銭管理、出張や旅費の精算など、先生たちはパソコンの入力作業に神経をすり減らしています。いじめなど教育課題が山積みとなっている教員に更なる事務作業を押し付け、子供たちと向き合う時間を奪うことは許されません。用務職、給食調理業務の民間委託では、制度上、委託業者はマニュアルどおりの仕事を義務付けられ、現場での教職員との打ち合わせが禁止されています。これでは子供たち一人一人に寄り添ったきめ細かな対応は望めません。

よって、定数削減と民間委託には反対です。

第3は、県職員管理職手当の減額を1年延長した上、新たに副課長級職員等にも減額を広げる予算となっているからです。

第4は、県立小児医療センター移転のための費用が計上されていることです。

東部北、中央地域は、小児科も周産期も、拠点病院も医師数も少なく、県立小児医療センターがその役割を果たしてきました。小児救急医療体制の観点からも、周産期医療体制の観点からも、県立小児医療センターの移転は絶対に許されません。

知事は、昨年2月定例会冒頭で、患者家族のために一部機能の存続の検討を約束しました。1年を経過しても、どのような機能が残されるのか、何一つ患者家族には示されていません。患者家族も、蓮田市も岩槻区の自治会連合会も、全ての機能の存続を求める立場に変わりはありません。地元や患者家族を置き去りにしたままの移転は撤回すべきです。

第5は、ハッ場ダム建設など、不合理な公共事業予算が計上されているからです。

治水・利水とも、その効果に根拠のないことは科学的にも明らかであり、治水対策としては老朽化した利根川の堤防補強こそ急ぐべきです。

以上、申し上げた五点において、第1号議案は反対です。

続いて、第15号議案「平成25年度病院事業会計予算」は、県立小児医療センターの移転のための経費及び管理職手当減額が含まれていることから、第17号議案「平成25年度埼玉県水道用水供

給事業会計予算」は、ハッ場ダムと管理職手当減額から、また、第12号議案「平成25年度埼玉県営住宅事業特別会計予算」、第14号議案「平成25年度埼玉県公営競技事業特別会計予算」、第16号議案「平成25年度埼玉県工業用水道事業会計予算」、第18号議案「平成25年度埼玉県地域整備事業会計予算」、第19号議案「平成25年度埼玉県流域下水道事業会計予算」については、いずれも管理職手当減額を含む予算であることから、賛成できません。

以上、反対討論といたします。(拍手起こる)

12 知事提出議案に対する反対討論

2013年3月27日

柳下礼子県議

おはようございます。日本共産党の柳下礼子です。日本共産党埼玉県議団を代表して、第20号議案、第21号議案、第23号議案、第25号議案、第26号議案、第34号議案ないし第38号議案、第41号議案、第43号議案、第48号議案、第56号議案、第67号議案に対する反対討論を行います。

まず、第20号議案「埼玉県立武道館条例等の一部を改正する条例」、第26号議案「埼玉県県民活動総合センター条例の一部を改正する条例」と第38号議案「埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例」については、県有施設の高齢者減免制度を廃止することから反対です。

次に、第21号議案「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」と第34号議案「埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例」、第36号議案「埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、県職員と教育局職員、そして学校職員の定数を削減するものであり、反対です。

第23号議案「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、第35号議案「学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、関連しておりますので、一括して討論します。

これは、県職員、学校職員の管理職手当削減の1年延長と、新たな副課長級職員等にも減額を広げるものです。ドクターやナースなど病院局職員、企業局職員、警察官らも含めると、減額対象の管理職は何と2,710人、年間の削減額は1億5,600万円に上ります。本県では退職手当の大幅減額を強行したばかりですが、管理職の多くは定年を間近に控え、この退職手当の減額の影響を直ちに受けることになります。連続的な処遇の引下げは、余りにも酷と言わざるを得ません。

なお、第25号議案「知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、知事の期末手当額の延長についてはともかく、行

政委員会委員の報酬までの減額延長には賛成できません。

次に、第37号議案「埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例」についてです。これは県立高校の後期再編整備計画の具体化として、県立高校3校を廃止するものです。玉川工業高校と本庄北高校の廃止には、地元市町の首長や議会などが存続を求める要望書や意見書を、県や県教委に提出しています。地元関係者の意向は十分尊重すべきです。「十五の春を泣かせない」は、人口急増期の埼玉の県立高校建設の精神でした。今、県民所得は低下の一途をたどり、再び県立高校を希望する生徒が増加しています。それにもかかわらず、高校統廃合によって県立高校の定員が減らされ、県立を希望しながら諦めざるを得ない生徒が昨年は5,400人、今年は6,600人生まれました。この点からも県立高校の統廃合には反対するものです。

次に、第41号議案「財産の処分について」は、県奥武蔵あじさい館を一般財団休暇村協会に譲渡するものです。福祉を目的とする施設ですが、民間譲渡されることによって、高齢者や障害者、母子家庭の減免制度が廃止されます。地元飯能市が建設時に多額の出資を行い、存続を強く要望しておりました。また、現在の地元職員の雇用継続もいまだ保証されていません。

第43号議案「指定管理者の指定について」は、埼玉県平和資料館の指定管理者を指定するものです。平和資料館は埼玉県の平和行政を推進するための機関であり、特に高い公正性が求められるテーマを取り上げていること、高度な個人情報を含む資料を多数収蔵していることから、県が責任を持って直接運営すべきです。指定管理者制度は平和資料館にはなじみません。また、指定管理者制度の導入に伴って、平和資料館から館長がいなくなり、館長の権限は県庁内の広聴広報課に移されます。現場に館長がいない施設では、県民サービスの向上は望めません。

第48号議案「埼玉県地域保健医療計画の策定について」は、県立小児医療センター移転を前提とした新都心医療拠点整備計画に対して、第67号議案「平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）」には、ハッ場ダム継続費に対して反対します。

最後に、第56号議案「平成24年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）」について、県職員、教職員の退職手当の減額は認められません。年度途中の大幅な減額は教員の中途退職を引き起こし、学校現場の大混乱を招きました。このようなやり方は、民間の退職勧奨と同じやり方で、「一定期日までに早く辞めてほしい」という意図が使用者側にあったことは明らかです。この混乱の責任は現場の教職員にはなく、県と教育委員会、そして議決した県議会の側にあります。我が党はもとよ

り、突然の退職金減額は職員の人生設計を狂わすものであり、反対です。長年の県民への奉職に対して、退職金の400万円もの削減です。

あの3月11日以来、被災地支援、災害復興、放射能対策のために県職員の果たした役割は高く評価できます。しかし、定数削減、退職金も管理職手当も減額され、職員の処遇はますます悪くなっています。こうしたことに本当に胸が痛みます。県職員が県民全体の奉仕者として奮闘した結果を正当に評価してこそ、生き生きと誇りを持って働くことができるのではないのでしょうか。目先の人件費節約に目を奪われて、結果として質の高い職員体制を掘り崩し、県民が損害を被るような定数削減や手当の減額は今からでも撤回すべきであり、このことを強く指摘して討論を終わります。ありがとうございました。（拍手起こる）

13 議員提出議案に対する反対討論

2013年3月27日

村岡正嗣県議

日本共産党の村岡正嗣です。日本共産党県議団を代表して、議第6号議案「在外邦人等の更なる安全確保に向けた危機管理体制の充実・強化を求める意見書」に反対の立場から討論いたします。

我が党は、本年1月にアルジェリアで発生した人質事件について、10名もの犠牲者の死を悼むと同時に、テロ集団の蛮行を厳しく糾弾するものです。このような悲劇を2度と繰り返すことのないよう、実効ある措置を速やかに講じる必要性は言うまでもありません。

ところが、現在、政府・与党が邦人の安全確保に関する法整備として検討していることは、自衛隊が邦人を車両で陸上輸送できるようにするなどの自衛隊法の改定です。しかし、紛争地帯において自衛隊車両は攻撃対象になりやすく、邦人をかえって危険にさらすこととなります。

本意見書は、在外邦人等の更なる安全確保に向けて必要な法整備を速やかに行うことを求めています。自衛隊法改悪につながりかねない法整

備には賛成できません。アルジェリアのテロ勢力を増大させたのは、2011年のNATOのリビアへの軍事介入です。また、今回の事件の口実となったのは、フランスによるマリへの軍事介入であることは明らかです。他国の軍事介入によってテロ勢力が拡大する地域に対して軍隊を派兵しても、紛争を激化させるだけであり、邦人の安全を確保できる保障はありません。

今回の事件から導き出される教訓の第1は、在外公館が受入国と連絡を密にし、情報収集できる体制を確立することです。日本の在外公館職員数は、米国の4分の1、中国の3分の1、ドイツ、フランス、イギリス、ロシアと比べても不十分です。

第2は、国際的な警察司法の力によって犯人を確実に捕え、司法の裁きで処罰することです。世界に誇る憲法第九条を堅持して、不十分な在外公館体制を整備し、平和的外交に徹することが基本であると強く申し上げ、討論いたします。(拍手起こる)

14 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案（急施分）に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度								採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属				
								大	中		日下部	中
第49号	平成24年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第50号	平成24年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第51号	平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第52号	平成24年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第53号	埼玉県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第54号	埼玉県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第55号	農道整備事業に要する経費の関係市町の負担額について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

知事提出議案（通常）に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度								採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属				
								大	中		日下部	中
第1号	平成25年度埼玉県一般会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	原案可決
第2号	平成25年度埼玉県公債費特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第3号	平成25年度埼玉県証紙特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第4号	平成25年度埼玉縣市町村振興事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第5号	平成25年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第6号	平成25年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第7号	平成25年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度									採決結果	
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属				
								大	中	日下部		中
第8号	平成25年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第9号	平成25年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第10号	平成25年度本多静六博士育英事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第11号	平成25年度埼玉県用地事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第12号	平成25年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第13号	平成25年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第14号	平成25年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第15号	平成25年度埼玉県病院事業会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	×	○	原案可決
第16号	平成25年度埼玉県工業用水道事業会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第17号	平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第18号	平成25年度埼玉県地域整備事業会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第19号	平成25年度埼玉県流域下水道事業会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第20号	埼玉県立武道館条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第21号	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第22号	埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第23号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第24号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第25号	知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第26号	埼玉県県民活動総合センター条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第27号	埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第28号	埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度								採決結果	
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属			
								大山	中村		日下部
第29号	埼玉県長瀬総合射撃場条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第30号	埼玉県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第31号	埼玉県新型インフルエンザ等対策本部条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第32号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第33号	埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第34号	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第35号	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	×	○	○	○	原案可決
第36号	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第37号	埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第38号	埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第39号	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第40号	埼玉県警察職員特別褒賞金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第41号	財産の処分について（埼玉県奥武蔵あじさい館）	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第42号	包括外部監査契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第43号	指定管理者の指定について（埼玉県平和資料館）	×	○	○	○	○	×	○	○	○	原案可決
第44号	県営土地改良事業に要する経費の関係市町村の負担額について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第45号	農道整備事業等に要する経費の関係市町村の負担額について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第46号	国営神流川沿岸土地改良事業の事業費の償還に要する経費の関係市町村の負担額について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第47号	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係市町村の負担額について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度									採決結果	
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属				
								大	中	日下部		中
第48号	埼玉県地域保健医療計画の策定について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第56号	平成24年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）	×	○	○	○	○	×	○	○	○	原案可決	
第57号	平成24年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第58号	平成24年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第59号	平成24年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第60号	平成24年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第61号	平成24年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第62号	平成24年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第63号	平成24年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第64号	平成24年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第65号	平成24年度埼玉県病院事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第66号	平成24年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第67号	平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第68号	平成24年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第69号	平成24年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第70号	埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第71号	埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第72号	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第73号	工事請負契約の締結について（埼玉県環境整備センター処分場造成工事（3工区））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	

議案番号	件名	各会派の態度								採決結果	
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属			
								大山	中村		日下部
第74号	工事請負契約の締結について（埼玉県環境整備センター処分場造成工事（4工区））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第75号	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第76号	埼玉県副知事の選任について（塩川 修氏）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
第77号	埼玉県副知事の選任について（岩崎康夫氏）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
第78号	埼玉県教育委員会委員の任命について（関根郁夫氏）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
第79号	埼玉県監査委員の選任について（梅澤佳一氏）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
第80号	埼玉県監査委員の選任について（松沢邦翁氏）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
第81号	埼玉県収用委員会委員の任命について（高橋正光氏）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意

議員提出議案(条例)に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度								採決結果	
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属			
								大山	中村		日下部
議第2号	埼玉県県政調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	×	○	○	○	原案可決
議第3号	被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議員提出議案(意見書・決議)に対する各会派の態度

議第1号	北朝鮮による核実験に断固抗議し、拉致問題の一刻も早い解決を求める決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第4号	医師不足の解消に不可欠な医学部新設の方針決定等を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第5号	中国からの大気汚染物質飛来への対処を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第6号	在外邦人等の更なる安全確保に向けた危機管理体制の充実・強化を求める意見書	×	○	○	○	○	×	○	○	○	原案可決

請願に対する各会派の態度

○採択を求める・返戻に賛成

×不採択を求める・返戻に反対

議案番号	件名	各会派の態度								採決結果				
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属						
								大山	中村		日下部	中原		
議請第12号	継	生活保護費を搾取する貧困ビジネス、特に無届け施設ビジネスの開設・運営を規制する埼玉県独自の条例を制定して下さい。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	返戻
議請第1号	新	「埼玉県県政調査費の交付に関する条例」は拙速に改正するのではなく、県民の意見を取り入れ、公の場で十分に議論した上で決めることを求める請願		○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	不採択

声明・談話

記者発表

2013年3月28日

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

県議会2月定例会をふりかえって

一、埼玉県議会2月定例会は、2月20日から3月27日まで開会され、87件の知事提出議案などを可決・承認・同意して閉会しました。

一、埼玉県平成25年度の当初予算は、一般会計はじめ19議案提出されました。安心子ども基金を活用して2,980人分の認可保育所受け入れ枠拡大を行う、保育士の処遇改善のための予算9億9千万円が計上されるなど、県民の強い要望が反映されました。また、党県議団は過酷な労働環境にある勤務医の負担軽減を県民のみなさんと要求してきましたが、救命救急や周産期の機関の医師雇用のための予算や、医師偏在のコントロールタワーとなる埼玉県総合医局機構が実現しました。浦和・久喜・熊谷にある県立図書館を、熊谷の北部拠点施設内に統合する計画について、当初予算には統合関連の経費が盛り込まれませんでした。昨年7市町首長から久喜図書館存続の要望があがり、党県議団も存続を求めていましたが、県民世論の成果です。

党県議団は「平成25年度一般会計予算」など8予算に反対しました。その主な理由は①県立げんきプラザ、県民活動総合センター、7つの県営公園、県立武道館の高齢者に対する施設使用料減免制度等の廃止、名栗げんきプラザのプラネタリウム入館料の7倍化や、県民活動総合センター宿泊施設利用料金の大幅引き上げによって新たな県民負担を課すこと。②県職員46人・教育局職員2人、学校職員25人の定数削減。学校用務職・給食調理業務の民間委託によって、県民サービスの低下と職員の疲弊を招くこと。③県職員の管理職手当減額1年延長と副課長級職員等への減額の拡大は、退職金手当大幅削減に連続した処遇改悪であまりに酷であること。④患者、地元住民の意見を無視した県立小児医療センター移転のための費用の計上⑤ハッ場ダムなど不合理な公共事業予算の計上などです。

一、党県議団はその他16件の議案に反対しました。県立武道館など県有施設の高齢者減免を廃止する条例、県職員、教育局職員、学校職員の定数削減条例、県職員の管理職手当削減延長条例は、上で述べたとおりの理由から、玉川工業高校、本庄北高校など県立高校3校を廃止する条例は、地元市町から存続を求める要望や意見書が出ていたこと、県民所得の減少から県立高校を希望する生徒が増加していることから、奥武蔵あじさい館を譲渡する条例は、福祉目的の施設が民間譲渡されることによって、高齢者・障害者・母子家庭の減免制度がなくなることや地元職員の雇用継続が保障されないことから、埼玉県平和資料館の指定管理者の指定については、同館が特に高い公正性が求められるテーマを取り扱い、高度な個人情報を含む資料を多数所蔵していることから直接運営すべきことから、いずれも反対としました。平成24年度一般会計補正予算は県職員、教職員の退職手当を引き下げる措置について反対しました。特に年度途中の大幅な減額は教員の中途退職を引き起こし、学校現場の大混乱を招きました。この責任は現場の職員にはなく、県と教育委員会、議決した県議会の側にあります。

一、予算特別委員会で、村岡正嗣県議は自然エネルギーの普及のために県を挙げた取り組みを求めまし

た。「自然エネルギーの推進事業は地域の仕事おこしと雇用の創出が基本」だとする村岡県議に対して上田知事が「この認識は一致している」と答弁しました。これは、今後県のエネルギー政策の基本にすえるべき重要な確認であると考えます。

また、村岡県議は同特別委員会の場で、東日本大震災の埼玉県への避難者の支援の拡充を強く求めました。全县のすべての自治体に被災者は避難していますが、上下水道の免除制度をもつのは7自治体です。県として支援してほしいという村岡県議の要求に、知事は「基礎自治体からの支援の要請なり協議の要請があれば対応します。」と答えました。

- 一、今定例会冒頭の2月26日に「埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部改正条例」が自民党、公明党、民主党、刷新の会からなる議会あり方研究会から提出され、委員会審議も省略のうえ可決されました。同条例案が県民コメントすら行わず、県民に開かれた形で全会派の参加する委員会等で審議しなかったことは、県民参加の観点から問題です。しかし議会あり方研究会の最終報告の段階で、条例に格上げされていた「会派の自主的な活動に支障を及ぼす恐れがある場合は」領収書を非公開とできる内容が、提出段階で条例案から削除されていたこと、また、党県議団が行った質疑への答弁で「海外視察報告と広報紙の提出の検討」が明言されたことを評価して同条例に賛成しました。
- 一、定例会最終日に、国に対する「医師不足の解消に不可欠な医学部新設の方針決定等を求める意見書」が全会一致で可決されました。党県議団は埼玉県の深刻な医師不足の実態を指摘して、県立大学への医学部の設置を2007年から提案してきました。国に対して医学部の新設を要望すべきことも、昨年9月の本会議の場で提起しました。救急病院はじめ病院勤務医、小児科、産婦人科の医師不足は待ったなしの状況です。引き続き県立大学に医学設置を強く求めていくと同時に、県民のみなさんとともに医師確保の取り組みをすすめていきます。

以上

要望・申し入れ・談話

2013年1月25日

埼玉県バス協会 御中

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子
日本共産党さいたま市議会議員団
団 長 山 崎 章

精神障害者交通運賃割引に関する申し入れ

貴団体におかれましては公共交通の発展にご尽力されていることに敬意を表します。

昨年7月31日に、国土交通省は、「一般乗合旅客自動車運動事業標準運送約款」の一部を改正しました。運賃割引の項目において、その対象に「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」が加わりました。また同省は8月8日に各バス事業者に通知を出しています。

これまで精神障害者が割引対象になっていなかったことから、障害者団体や家族にとって割引の実施は大きな願いとなっています。

県内バス事業者におかれましては、約款改正を受けた精神障害者の運賃割引を実施していただけるよう申し入れます。よろしくご検討ください。

以上

記者発表資料

2013年1月25日

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

埼玉県教職員の退職問題について

1月末をもって、埼玉県教職員が退職することに、保護者はじめ学校関係者から不安の声が上がっています。退職希望者の中には学級担任が少なからずおり、2ヶ月を残して担任や教科の先生がいなくなるという事態は教育現場を大きく混乱させるものです。

これは12月県議会で県職員の退職金を大幅に引き下げる条例が可決され、年度途中の2月から施行されることから引き起こされたものです。この事態を招いた根本的責任は、十分な準備も労使間の議論も尽くさず、拙速に条例提出した知事と、十分審議を尽くさず賛成し可決成立させた県議会の各党にあります。

そもそも突然の退職金削減は、国会において昨年11月16日に国家公務員の退職手当の大幅削減法を自民党、公明党、民主党などが衆議院解散当日のどさくさに紛れてまともな審議もせず強行可決し、それが地方公務員にも押しつけられた結果です。県職員・教職員の労働組合は、退職手当削減そのものの問題と同時に、年度途中の施行は混乱を招くと指摘し、条例撤回を求め続けていました。県議会では、共産党が、退職金削減の影響は、警察官や教職員を含む6万人に及ぶことや「被災地の復興支援や県民サービスに懸命に働く職員の士気をおおいにそぐものである」と指摘し、社民党も年度の途中の施行日が混乱を招くと反対していました。

報道によると12月県議会で条例改定を決めたのは16都府県であり、2月までの施行を予定しているのはわずか10都県にすぎません。さいたま市においても、条例提案は未だされていません。

知事は22日の定例記者会見で退職希望者が「思いのほか多く、想像していたより3倍ぐらい多い」「特に担任を持っている教員に関しては、いささか不快です」と発言しています。各方面からこうした事態への懸念が指摘されてきたにもかかわらず条例提出を強行し、長年にわたって奮闘してきた教職員に対して、退職金の大幅削減か年度途中の退職かの惨い選択を迫る知事の姿勢こそが問題です。知事の責任を教職員のモラルに転嫁する発言は許されません。

県教育委員会は教職員の退職の権利を保障するのは当然ですが、なにより2月からの学校現場での混乱を防ぐため最大限の努力をすべきです。

また、この条例はこれから2段階を経て、最終的に職員の退職金を400万円引き下げるものです。いずれの引き下げ時期も年度途中を実施日としています。我が党は、県職員、教職員とその家族の将来設計を狂わすことになる同条例は撤回すべきだとかさねて主張いたします。退職手当の引き下げは国からの要請ですが、本県への影響に鑑み、削減はしないと独自に判断する姿勢こそが、本当の地域主権のあり方だと付言させていただきます。

以上

埼玉県議会議員
小島 信昭 様

2013年2月13日

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下 礼子

県政調査費（政務活動費）の交付に関する条例改正にあたって

昨年8月の地方自治法の改正によって、「政務調査費」を「政務活動費」とする名称変更が行われ、その具体的な使い道の範囲は地方の条例に委ねられました。

県民の中には、県政調査費が活動費と名称変更されることによって、使途基準が従来の枠を超えて政治活動にまで広げられるのではないかという強い懸念があります。このように県民の関心が高く、県議会の各会派に直接影響を及ぼす事項についての検討は、全会派の参加のもと、開かれた場で行われるべきです。報道によれば、自民党、民主党、公明党、刷新の会など一部会派で構成する「議会あり方研究会」が条例改正に向けた検討の中間報告を議長に行ったとのこと。この「あり方研究会」は、一部の会派による非公開の組織であり、議会を代表するものではありません。

一方、県政調査費の調査研究費や会議費などの支出について「会派の自主的な調査研究活動に支障を及ぼすおそれがある」と会派が判断する場合、非公開とできる規定等は、繰り返し県民の批判を受けています。改正地方自治法では「議長は政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めるものとする」とあり、よって条例改正にあたってはこの規定を削除し、十分な透明性を確保する機会としなければならないと考えます。

したがって、以下の点について強く申し入れるものです。

記

- 一、条例改正の議論は、全会派参加の特別委員会など県民公開の場で行うこと。
- 一、調査研究費や会議費などの支出について会派の判断によって領収書を非公開とできるとした、県政調査費の交付についての規定7条2項などの関連部分は削除すること。
- 一、視察報告や議会報告の公開の義務づけなど、より使途の透明性を確保する規定を盛り込むこと。

以上

※議会運営委員長および自民、民主、公明、刷新の会の各団長にも同様の申し入れをしました。

記者発表

2013年2月26日

日本共産党埼玉県議団 団長 柳下礼子

埼玉県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

本日、同条例案が県議会に提出され、委員会審議も省略して採決されました。

この条例は県政務活動費の使途基準の範囲について調査研究のみに限定されていたものを、地方自治法の改正を契機に「その他の活動」にまで拡大するものです。法改正の段階から、国民・県民の間には、調査費の使途が不適切な範囲までに広げられるのではないかという懸念の声が広がっていました。県議会はこの声に応え、条例の議論を県民参加のもと丁寧に行うべきでした。党県議団は2月定例会に先立ち議長や議会運営委員長、各会派に、条例の議論は全会派参加の県民公開の場で行うこと、「会派の自主的な活動に支障を及ぼす恐れがある場合は」領収書を非公開とできる内容を削除することなどを申し入れたところで、同条例案が、県民コメントすら行わず、県民に開かれた形での全会派の参加する委員会等で慎重に審議しなかったことは、県民参加の観点から問題であると指摘いたします。

しかし、議会あり方研究会の最終報告の段階で、条例に格上げされていた「会派の自主的な活動に支障を及ぼす恐れがある場合は」領収書を非公開とできる内容が、提出された条例案から削除されていたこと、また、党県議団を代表して村岡正嗣県議が行った質疑への答弁において、「海外視察報告と広報紙の提出の検討」が明言されたことから、前進面を評価して同条例に賛成しました。

今後も、政務活動費の透明性の確保のために、県民の皆様とともに全力を尽くす決意です。

以上

2013年3月26日

陸上自衛隊第32普通科連隊

連隊長 渡邊 俊明 様

第3中隊長 小池 正彦 様

日本共産党埼玉県委員会
委員長 小松崎 久仁夫
日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

市街地での徒步行進訓練の中止を求める申入書

陸上自衛隊第32普通科連隊が3月27日午前6時より同日午後6時にかけて、さいたま市の大宮駐屯地より吉川市の市民交流センター「おあしす」まで、徒步行進訓練を実施することが関係市町を通じて明らかにされました。

小池中隊長の名で関係市町に通知された文書等によれば、徒步行進訓練の目的は、「徒步行進能力の基盤を確立及び大規模災害発生時の防災隊区への進出進路の確認」とあり、中隊の40人が戦闘服や弾帯、戦闘靴、背囊などを身につけて2隊に分かれて徒步行進するとなっています。

人口が密集する市街地を戦闘服姿の自衛隊員が隊列を組んで行進することは、平穏な市民生活の中に突如軍事訓練を持ち込むことであり、子どもや一般市民に与える威圧感や恐怖感をはかりしれないものがあります。たとえ大規模災害訓練を兼ねた徒步行進訓練だとしても、市民が日常生活を送る平穏な市街地で実施しなければならない理由は見あたりません。しかも、今回の訓練の実施にあたっては、関係市町との事前の協議もなく、一方的な通知だけで強行されようとしています。また、大規模災害時に自衛隊に派遣要請する権限をもつ県知事にさえ、今回の訓練の実施について何ら通知されていないことも重大であり、自治体の存在を軽視するものと言わなければなりません。

よって、貴職におかれては市街地を利用した27日の徒步行進訓練を中止されるよう、強く申し入れるものです。

以上

埼玉県知事 上田 清司 様

2013年3月29日

日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下 礼子

米投資会社サーベラスによる西武鉄道5路線等廃止提案の撤回について

株式会社西武ホールディングスの後藤高志社長は、3月26日筆頭株主の米投資会社サーベラスが実施している株式公開買い付け（TOB）に反対すると記者会見で表明しました。同社長はその場で、昨年10月にサーベラスからコスト削減の一環として、西武秩父線、多摩川線、山口線、国分寺線、多摩湖線など5路線の廃線、埼玉西武ライオンズの売却など提案があったと明らかにしました。

突然の報道に沿線住民からは、「そんなことは絶対許されない」という驚愕の声が届いています。これらの路線は、西武線沿線住民の日常生活を支える上で必要不可欠な路線であり、その廃線の影響の地域的広がり大きさは図り知れません。

上田知事が、3月25日に西武ホールディングス本社を訪問し、沿線自治体とともに西武秩父線等の鉄道路線の存続に向けて取り組むよう、いち早く要請していることは大変心強いことです。引き続き西武線沿線はじめ埼玉県西部を中心とした、全県の取り組みが必要です。県が先頭に立って、県内自治体を取りまとめ、生活路線の存続の世論を広げ、サーベラス、西武ホールディングスへの積極的働きかけを強力に進めていただきたく、以下の点を強く申し入れます。

- 一、県内自治体を取りまとめ、東京都と連絡を密にし、路線存続のための取り組みを強力にすすめること。
米投資会社サーベラス、株式会社西武ホールディングスに対して、あらゆる機会をとらえ存続を働きかけること。
- 一、県民の不安に対して、この問題の情報収集とその公開に努め、生活路線存続の世論を広げること。
- 一、サーベラスに対して、企業の社会的責任を果たすよう要請することを国に働きかけること。また投資会社への規制の検討を国に働きかけること。

以上

県政資料・第116号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2013年2月定例県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp

